

平成29年度 関東地方整備局コンプライアンス報告書

平成30年7月31日
関東地方整備局
コンプライアンス推進本部

1. はじめに

平成24年10月17日、公正取引委員会から国土交通省に対し、高知県内における当省発注の土木工事に關し「入札談合等関与行為防止法」に基づく改善措置要求がなされ、これを受けて国土交通本省において「当面の再発防止対策」が平成24年10月17日付け取りまとめられた。

このことを踏まえ、関東地方整備局では、これまでの取組を補強するとともに、入札談合等関与行為を再度確実に防止するための効果的な措置を含めたコンプライアンス活動について組織的かつ総合的な取組を推進するため、その推進体制及び実施すべき施策について基本的な方針となる「関東地方整備局コンプライアンス推進指針」を平成25年3月29日付けで策定した。

この推進指針に従い、「関東地方整備局コンプライアンス推進本部」(以下、「推進本部」という。)が中心となって、「関東地方整備局コンプライアンス・アドバイザリー委員会」(以下、「アドバイザリー委員会」という。)の意見を踏まえつつ「平成29年度関東地方整備局コンプライアンス推進計画」(以下、「推進計画」という。)を平成29年3月31日付けで策定し、継続した取組を行うこととなった。

本報告書は、平成29年度における、関東地方整備局のコンプライアンス推進の取組状況とそれに対する評価について報告するものである。

2. 推進本部・アドバイザリー委員会の開催状況

関東地方整備局においては、平成24年11月12日付けで、関東地方整備局におけるコンプライアンスの推進及びそのための内部統制の強化を図るため、従来の「発注者綱紀保持委員会」を発展的に改組し、「推進本部」及び「アドバイザリー委員会」を設置した。

平成29年度においては、推進本部会議及びアドバイザリー委員会を以下のとおり開催した。

【推進本部開催状況】

第1回推進本部会議(H29.4.25)

議事：(1) 事務所における具体的措置等の状況報告(ハツ場ダム工事事務所、東京第二営繕事務所)

(2) 「関東地方整備局コンプライアンス週間」の取組について

第2回推進本部会議(H29.5.30)

議事：(1) 事務所における具体的措置等の状況報告(千葉国道事務所、鹿島港湾・空港整備事務所)

(2) 平成28年度第4四半期コンプライアンス実施状況について

第3回推進本部会議(H29.6.27)

- 議事：(1) 事務所における具体的措置等の状況報告(霞ヶ浦導水工事事務所、東京外かく環状国道事務所)
(2) 平成28年度関東地方整備局コンプライアンス報告書(案)について

第4回推進本部会議(H29.7.25)

- 議事：(1) 事務所における具体的措置等の状況報告(鬼怒川ダム統合管理事務所、宇都宮営繕事務所)
(2) 平成28年度関東地方整備局コンプライアンス報告書(案)について
・コンプライアンス・アドバイザー委員への説明結果報告等
(3) 平成29年度関東地方整備局コンプライアンス週間実施結果報告
(4) 平成29年度第1回本局コンプライアンス講習会の実施結果報告

第5回推進本部会議(H29.8.29)

- (1) 事務所における具体的措置等の状況報告(利根川上流河川事務所、首都国道事務所)
(2) 平成29年度第1四半期コンプライアンス実施状況について

第6回推進本部会議(H29.9.26)

- 議事：(1) 事務所における具体的措置等の状況報告(横浜国道事務所、東京空港整備事務所)
(2) 平成29年度第2回本局コンプライアンス講習会の実施結果報告

第7回推進本部会議(H29.10.31)

- 議事：(1) 事務所における具体的措置等の状況報告(長野国道事務所、長野営繕事務所)
(2) 平成29年度事務所巡回コンプライアンス講習会実施状況の中間報告

第8回推進本部会議(H29.11.28)

- 議事：(1) 事務所における具体的措置等の状況報告(利根川水系砂防事務所、相武国道事務所)
(2) 平成29年度第2四半期コンプライアンス実施状況について

第9回推進本部会議(H29.12.20)

- 議事：(1) 事務所における具体的措置等の状況報告(利根川ダム統合管理事務所、東京港湾事務所)
(2) 平成30年度コンプライアンス推進計画の素案について
(3) 平成29年度第3回本局コンプライアンス講習会の実施結果報告

第10回推進本部会議(H30.1.26)

- 議事：(1) 事務所における具体的措置等の状況報告(二瀬ダム管理所、京浜港湾事務

所)

- (2) 平成29年度コンプライアンス推進計画の取組状況〔中間報告〕(案)について
- (3) 平成30年度コンプライアンス推進計画(案)について

第11回推進本部会議(H30.2.27)

- 議事：(1) 事務所における具体的措置等の状況報告(高崎河川国道事務所、東京湾口航路事務所)
- (2) 平成29年度第3四半期コンプライアンス実施状況について
 - (3) 平成30年度コンプライアンス推進計画(案)について
- ・コンプライアンス・アドバイザー委員への事前説明結果報告等

第12回推進本部会議(H30.3.27)

- 議事：(1) 事務所における具体的措置等の状況報告(霞ヶ浦河川事務所、国営昭和記念公園事務所)
- (2) 平成30年度コンプライアンス推進計画の決定について
 - (3) 平成30年度コンプライアンスの具体的な取組予定について
 - (4) 平成30年度コンプライアンス推進本部開催予定等について

【アドバイザー委員会開催状況】

◇委員の構成(五十音順、敬称略、平成29年度末現在)

- | | |
|----------|-----------------------|
| 委員長：池田耕一 | 立命館大学大学院 経営管理研究科 客員教授 |
| 委員：赤松幸夫 | 弁護士(赤松法律事務所) |
| 委員：大野正英 | 麗澤大学 経済学部 教授 |
| 委員：岡本直久 | 筑波大学 システム情報系 教授 |
| 委員：鈴木孝之 | 白鷗大学 法学部 教授 |

第1回委員会(H29.6.30～7.11 各委員に個別に資料提示・説明)

出席者：池田委員長、赤松委員、大野委員、岡本委員、鈴木委員

議事：平成28年度関東地方整備局コンプライアンス報告書(案)について

第2回委員会(H30.3.8 関東地方整備局14階災害対策本部長室)

出席者：池田委員長、赤松委員、大野委員、岡本委員、鈴木委員

議事：(1) 平成29年度関東地方整備局コンプライアンス推進計画の取組状況について(中間報告)

(2) 平成30年度関東地方整備局コンプライアンス推進計画(案)について



【推進本部の開催風景】



【アドバイザー委員会の開催風景】

3. 推進施策と取組状況

※実線枠内は推進計画の記述

(1) 職員等の意識改革

① 職員のコンプライアンスに対する意識の改革

i) 組織のトップによる「関東地方整備局職員行動基準」等の周知等

局長をはじめ、事務所及び管理所(以下「各事務所等」という。)の組織のトップは、自ら率先して意識改革に取り組むとともに、職員に対してコンプライアンス推進の強い意識を継続して表明することにより、意識の改革・向上に引き続き努める。

また、推進本部員は、各事務所等の要請に応じ、現場職員と率直なコミュニケーションを図るための意見交換を積極的に行うこととする。

〔取組状況〕

局長をはじめ各組織のトップは、幹部会又は所内勉強会等を通じて、所属職員に倫理保持や発注者綱紀保持の重要性について指導・注意喚起するとともに、自らのコンプライアンス推進に対する強い意識を表明し、職員の意識改革・向上を図った。

関東地方整備局コンプライアンス推進本部員は、事務所等の現場視察等の際に、現場職員と意見交換を行い、率直なコミュニケーションを図った。

また、本局コンプライアンス講習会において「法令遵守メッセージ」を職員に対して表明することにより、コンプライアンス意識の醸成に寄与した。

☞ 別紙1 第1回本局(さいたま庁舎)コンプライアンス講習会について(実施結果報告)

別紙2 本局(横浜庁舎)コンプライアンス講習会について(実施結果報告)

(1)－①－ii) 危機管理意識の醸成

「関東地方整備局職員行動基準」に掲げる「積極的なコミュニケーションを図り、常に情報を共有して、組織で課題を解決します。」の趣旨に則り、日常業務等で発生するリスクへの対応・危機管理の重要性について、会議、講習会及び所属内でのミーティング等の場を通じて、周知徹底を図るとともに、組織内の迅速な情報共有が図れるよう、誰とでも相談できる風通しの良い職場づくりに取り組む。

〔取組状況〕

適正業務管理官又は総括調整官は、各事務所等を巡回して開催するコンプライアンス講習会において、危機管理の重要性や情報共有の励行について講義し、職員の意識向上を図った。

各事務所等においては、各所属で毎四半期コンプライアンス・ミーティングを実施し、風通しの良い職場づくりを図った。

適正業務管理官は、職員のコンプライアンスに関する知識向上とコミュニケーション促進のため、各種資料を定期的に提供した。

●毎月配信したもの

- ① 公務員の不祥事に関する情報
- ② 入札談合事件に関する情報
- ③ コンプライアンス・メール(「関東地方整備局発注者綱紀保持規程」の解説を連載)

●毎四半期配信したもの

- ① コンプライアンスミーティング題材(「発注者綱紀保持」「倫理・服務」「情報セキュリティ」「危機管理意識醸成」の各テーマに関する設問・回答)
- ② 各事務所等におけるコンプライアンス推進計画の取組状況

☞ 別紙3 「適正業務管理官又は総括調整官による事務所等でのコンプライアンス講習会実施状況

(1)－①－iii) 不当な働きかけに対する報告の徹底

職員に対し、講習会等を通じて、発注者綱紀保持規程(関東地方整備局訓令第11号)に定める「不当な働きかけに対する対応」の徹底と、発注者綱紀保持マニュアル(以下、「マニュアル」という。)に定める「不当な働きかけの定義」について十分な周知を図る。

また、入札契約以外の整備局の業務についても、事業者等から不当な働きかけを受けた場合における報告について、引き続き現状の把握と問題点の整理を行う。

〔取組状況〕

「不当な働きかけ」に該当すると思料する行為を受けたときの対応については、適正業務管理官又は総括調整官が各事務所等を巡回して実施したコンプライアンス講習会資料に盛り込んだほか、関東地方整備局主催の基幹研修・専門研修において実施するコンプライアンス講義資料に盛り込み、周知を図った。

また、適正業務管理官から各所属に提供するコンプライアンス・ミーティング題材で「不当な働きかけ」を取り上げ、職員の意識向上を図った。

なお、平成29年度において「不当な働きかけ」について報告された事案はなかった。

(1) 職員の意識改革

② 発注者綱紀保持の徹底

i) 職員に対する徹底

発注者綱紀保持担当者は、発注者綱紀保持の重要性、特に（ア）業者との接触ルール（イ）入札談合等関与行為防止法上の違法行為は刑事罰の対象となること、人事処分の重さ、共同不法行為としての損害賠償請求対象となること等について、講習会や研修における講義に加え、副所長会議や担当課長会議等、契約・発注担当者が会する会議の場において周知する。特に、発注情報に接する機会が多い幹部職員に対しては、確実に周知徹底する。

[取組状況]

業者との接触ルール及び入札談合等関与行為防止法違反に関する処分等については、関東地方整備局主催の基幹研修・専門研修において実施するコンプライアンス講義資料に盛り込んだほか、適正業務管理官又は総括調整官が各事務所等を巡回して実施するコンプライアンス講習会資料に盛り込み、周知を図った。

講義にあたっては具体的な事例に即し、要因・背景の分析、刑事罰や人事処分の重さ、損害賠償請求額等について説明したほか、再発防止対策についても説明し、職員の意識向上や事案の風化防止を図った。

☞ 別紙3 適正業務管理官又は総括調整官による事務所等でのコンプライアンス講習会実施状況

別紙4 関東地方整備局主催研修におけるコンプライアンスコンプライアンス講義の実施状況

(1)－②－ii) 事業者に対する徹底

工事、業務の競争参加資格者に対して、整備局におけるコンプライアンスの取組みの趣旨や内容並びに入札談合を行った場合のペナルティ及びその強化[※]について、認定通知書を送付する際、あるいはホームページや入札契約システムの活用に加え、事業者団体との意見交換の際等においても周知する。

※

(ア) 談合の首謀者等に対する違約金の上乘せについて、WTO 対象工事であるか否かを問わず、確定した排除措置命令等において首謀者であると認定された業者に拡大

(イ) 談合を行っていないとの誓約書が提出されたにもかかわらず、談合を行っていたことが明らかになった場合には、その経緯について書面による説明を求めるとともに、指名停止措置の実施に併せてその旨を公表

[取組状況]

平成29・30年度有資格業者へ認定通知を送付する際、関東地方整備局のコンプライアンスの取組の内容及び入札談合を行った場合のペナルティ及びその強化について記載した文書を同封し、周知徹底を図った。

また、建設業団体等との意見交換会において、コンプライアンスの取組を周知するとともに協力を依頼した。

(1) 職員の意識改革

③ 具体的な各種取組等

i) 「関東地方整備局コンプライアンス週間」の継続実施

コンプライアンス推進の取組は年度を通し実施するとともに、職員のコンプライアンス意識を更に高めるため、6月1日から6月7日までの一週間を「関東地方整備局コンプライアンス週間」として継続実施し、各種取組を実施する。

〔取組状況〕

適正業務管理官は、関東地方整備局コンプライアンス週間の実施について、事前に全職員に「コンプライアンス・メール」を配信することにより、週間の趣旨や具体的な取組内容の周知徹底を図った。

本週間においては、業務用パソコンのポップアップ機能を使用した局長メッセージの表示、公正取引委員会による講習会の実施、全職員による発注者綱紀保持セルフチェックシートの実施等を行った。

また、今年度は新たな取組として、所属事務所・職種が異なる職員とも意見交換することにより、職員のコンプライアンス意識を高めることを目的に、「事務所等横断的ミーティング」を実施した。

☞ 別紙5 関東地方整備局コンプライアンス週間(実施結果報告)

別紙6 関東地方整備局コンプライアンス週間 公正取引委員会による講習会について(実施結果報告)

別紙7 関東地方整備局コンプライアンス週間 事務所等横断的ミーティングについて(実施結果報告)

(1)－③－ii) 内部講師によるコンプライアンス講義の実施

コンプライアンス講習会以外の国土交通大学校等で実施される整備局主催の基礎研修及び専門研修において、コンプライアンス講義を取り入れることを継続して研修計画に位置づけて実施することとし、その内容については役職別、階層別や時勢と関連づける等、理解が深まる内容とすることを考慮するものとする。

また、適正業務管理官は、関係部署との協力の下、すべての事務所等において、コンプライアンスに関する講習及び意見交換を行う。

〔取組状況〕

国土交通大学校等で実施された関東地方整備局主催の基幹研修及び専門研修において、コンプライアンスに関する講義を実施した。

講義では、直近に発生した不祥事案を取り上げ、受講者の興味を引くよう考慮したほか、研修の対象職種に応じて資料を追加するなどの取組を行った。

また、適正業務管理官又は総括調整官が、全事務所等を巡回して講習及び意見交換を行っ

た。

☞ 別紙3 適正業務管理官又は総括調整官による事務所等でのコンプライアンス講習会実施状況

別紙4 関東地方整備局主催研修におけるコンプライアンスコンプライアンス講義の実施状況

(1)－③－iii) 外部講師によるコンプライアンス講習会の実施

職員に対してより専門的な知識を修得させ、職員のコンプライアンス意識を高める観点から、外部講師によるコンプライアンス講習会を実施する。

〔取組状況〕

四半期毎に本局主催のコンプライアンス講習会を開催し、外部講師による講義を実施した。

●第1四半期

テーマ 「入札談合の防止に向けて ～独占禁止法と入札談合等関与行為防止法～」

講師 公正取引委員会

●第2四半期

テーマ 「行政機関等個人情報保護法の概要及び制度運営上の基礎的な留意点」

講師 総務省関東管区行政評価局

●第3四半期

テーマ 「公共工事発注者のためのコンプライアンス」

講師 公益財団法人建設業適正取引推進機構

●第4四半期

テーマ 「コンプライアンス違反を起こさないためにできること ～企業不祥事の抑止との比較の視点から Ⅲ～」

講師 弁護士

☞ 別紙6 関東地方整備局コンプライアンス週間 公正取引委員会による講習会について(実施結果報告)

別紙8 第2回本局(さいたま庁舎)コンプライアンス講習会について(実施結果報告)

別紙9 第3回本局(さいたま庁舎)コンプライアンス講習会について(実施結果報告)

別紙10 第4回本局(さいたま庁舎)コンプライアンス講習会について(実施結果報告)

(1)－③－iv) 実践的でマンネリ化防止に資する情報等の提供

適正業務管理官は、各事務所等の取組を支援することとし、マンネリ化防止や取組の実効性の向上を図るため、公務員の不祥事事例などコンプライアンス意識の醸成に資す

る情報を関係部署との協力の下、階層別などに応じた講義資料として定期的または適時、各事務所等に提供するとともに、視覚に訴える題材としての DVD についても引き続き、事務所講習会等で活用を図っていく。

また、各事務所等の取組の参考となる取組事例を情報提供する。

〔取組状況〕

適正業務管理官は、各事務所等の取組支援、マンネリ化防止対策として以下の取組を実施した。

1) 「公務員の不祥事等」を配信

国家公務員・地方公務員等が起こした不祥事例を、新聞・インターネット等から収集し、概要(懲戒処分、刑事罰等を含む)を取りまとめて、毎月1回各事務所等に配信した。

2) 資料DVDの貸出等

コンプライアンスに関するDVDを6タイトル整備し、所内講習会やミーティングでの使用を希望する事務所等に貸し出し、7事務所等(延べ9回)が利用した。

また、関東地方整備局コンプライアンス週間中、職員が業務用パソコンで視聴できるようCATVで配信した。

3) コンプライアンス・ミーティングの題材提供

以下の各テーマについてミーティング題材を作成し、四半期毎に各事務所等にメールで配信した。

① 発注者綱紀保持

「不当な働きかけ - 競争入札の参加等に関する要求」「不調案件に関する情報収集」など

② 倫理・サービス

「職員OBからの書籍寄贈」「業務委託従事者の車両、官用車・自操用車両」など

③ 情報セキュリティ

「USBメモリの使用」「携帯電話の紛失」など

④ 危機管理意識醸成

「業務引継について」「内部告発」など

4) 各事務所等の取組状況の情報共有

本局コンプライアンス推進本部が取りまとめた各事務所等の取組状況の中から、他事務所等の参考になるとと思われる事例をピックアップし、四半期毎に各事務所等に周知した。

(1) - ③ - v) コンプライアンス指導者の養成

各事務所等コンプライアンス推進本部(以下「各事務所等推進本部」という。)等の体制

の下、各事務所等におけるコンプライアンス推進活動を計画的かつ確実に実行することを目的として、各事務所等にコンプライアンス指導者(以下「コンプライアンス・インストラクター」という。)の育成を図る。

平成 29 年度は、コンプライアンス・インストラクターを育成するために、候補者を選定し、外部の講習会等に積極的に参加させることにより、人材育成を図る。

〔取組状況〕

国土交通大学校が主催する「コンプライアンス指導者養成」研修に、事務所副所長を7名(事務官2、技官5)派遣してインストラクター要員の育成を図った。

(1) 職員の意識改革

④ 本局及び各事務所等での取組

本局においては、推進本部の体制の下、適正業務管理官が各部と調整のうえ、コンプライアンス推進を実施する。

各事務所等においては、各事務所等推進本部の体制の下、各事務所等ごとに、コンプライアンスに関する講習会、グループ討議または勉強会等を盛り込んだ「平成 29 年度コンプライアンス推進計画」を策定し、計画的かつ効果的に実施する。

なお、研修におけるコンプライアンス講義や本局主催のコンプライアンス講習会等の受講と併せ、本局職員を含む全職員が各四半期毎に1回以上、コンプライアンスに関する講習会等*に参加することとし、やむをえず参加できない者に対しては内容説明を個別に行う等、フォローアップを実施する。

さらに、各所属においては、所内会議、打合せ等の機会を通じて、「公務員の不祥事等」や「コンプライアンス・メール」等の事例を情報提供することとし、必要に応じて意見交換を実施するよう努めるものとする。

〔取組状況〕

本局においては、適正業務管理官が主体となって、以下の取組を実施した。

- 1)コンプライアンス週間(6/1～6/7)
- 2)全事務所でのコンプライアンス講義(講師:適正業務管理官又は総括調整官)
- 3)本局コンプライアンス講習会(4回)
- 4)コンプライアンス・ミーティング(四半期毎に題材配信)
- 5)コンプライアンス・メール(適宜配信)、公務員の不祥事等(毎月配信)の情報発信

☞ 別紙1～10

各事務所等は、コンプライアンス推進本部において策定したコンプライアンス推進計画に基づき、各所属等でコンプライアンス・ミーティングを実施したほか、事務所独自の講習会等を実施した。

☞ 別紙11 平成29年度 所属毎の取組

(2) 業務運営の見直し

① 情報セキュリティの徹底

i) 文書情報及びシステム情報管理の徹底

国土交通省情報セキュリティポリシー、関東地方整備局情報セキュリティポリシー実施手順書に従い情報管理の徹底を図るとともに、情報の格付けの意義について職員の意識の向上を図り、格付けの実施について徹底する。

具体には、情報を作成・入手した際には、当該情報の重要性・機密性を判断した上で、適切な「情報の格付け」を決定し、それぞれの重要性・機密性に見合った管理・保存を行うよう徹底する。

また、特に秘密文書に当たる「機密性3情報」は厳重な管理を徹底するとともに、それ以外の情報にあっても、重要性・機密性の高い情報については、アクセス制限、パスワードや暗号などを活用し、情報の管理を徹底する。

さらに、情報管理の更なる徹底を図るため、職員に対して情報セキュリティ関連の講習会を実施する。

〔取組状況〕

コンプライアンス講習会で企画部情報通信技術課職員が、情報セキュリティに関する講義を行った。講義では、パスワード設定時の注意点など具体的な事例について注意喚起した。

企画部情報通信技術課は行政情報システム担当者(事務所)会議を開催し、情報セキュリティポリシーの改訂について解説したほか、近年の情報セキュリティ動向について情報提供するなど、セキュリティ確保を図った。

また、情報セキュリティポリシーに基づき、情報セキュリティ対策の自己点検を実施し、現状の把握と注意喚起を行った。

文書管理については、12月26日に一部改正された「行政文書の管理に関するガイドライン」をイントラネットに掲載し、全職員への周知徹底を図った。

また、毎年度実施している国土交通省文書整理月間において、行政文書ファイル管理簿の確認整理、紙文書及び電子文書の保存等に関する確認・整理等を行った。

年度末には文書の適正な管理を徹底するため、全所属で標準文書保存期間基準を見直し、改訂版を作成した。

☞ 別紙8 第2回本局(さいたま庁舎)コンプライアンス講習会について(実施結果報告)

(2)－①－ii) 入札契約に係る情報管理の徹底

発注者綱紀保持規程に定める情報管理総括責任者は、契約・発注担当者が会する会議の場等を通じ、情報管理の重要性と厳重な管理について徹底する。

また、情報管理責任者は、マニュアルに定められた発注事務に関する情報の管理(積算業務と評価業務の分離、アクセス制限・パスワード設定、入札・契約手続運営委員会資料のマスキング等)を徹底する。

〔取組状況〕

発注者綱紀保持担当者(適正業務管理官)は、副所長会議及び研修等で情報管理等の重要性及び厳格な管理について講義し、職員への周知徹底を図った。

本局及び各事務所の情報管理責任者(担当課長等)は、発注者綱紀保持規程第5条第3項に基づき、情報管理総括責任者(局長・事務所長等)に発注事務に関する情報の管理状況を報告するが、発注事務に関する情報漏洩等の事実はなかった。

(2)－①－iii) 個人情報保護の徹底

個人情報の保護の重要性と適切な取扱いについて、講習会や研修等を通じて引き続き周知徹底する。

メール送信時におけるメールアドレス等個人情報を適正に送信するため、メール送信先アドレスのチェックが可能なメール誤送信対策ソフトを平成 25 年度から導入しており、引き続き、当該ソフトにより情報保護の徹底を図るものとする。

また、携帯電話などの情報端末機器については、「個人情報の適切な管理運用の徹底について(再周知)」(平成 27 年 7 月 17 日 総務部・企画部通知)において改めて周知徹底が図られているところであるが、ストラップ等による携行、暗証番号の登録(ロック設定等によるセキュリティ設定)、不要な情報の削除等の必要な対策を確実に行うものとする。

〔取組状況〕

総務省関東管区行政局から講師を招いて個人情報保護に関する講習会を実施し、職員の知識向上を図った。

個人情報保護に係る携帯情報端末機器の取扱いについては、年度当初に、内規を改正し情報漏洩の防止対策を強化したほか、総務部総務課長から個人情報の適切な管理運用の徹底に係る文書を発出し、職員への周知徹底を図った。また、年度当初、年末年始及び年度末に総務部総務課から官用携帯電話の取扱いに関するメールを送信し、職員に注意喚起した。

用地業務では、平成28年3月に発出した通知「個人情報の適正な取扱いの周知徹底について」に基づき高度地権者情報書類管理票を作成し、情報の適正な管理に努めている。また、地権者等から取得した特定個人情報等(マイナンバー)の紛失・漏洩防止についても、担当者会議等で周知徹底した。

➡ 別紙8 第2回本局(さいたま庁舎)コンプライアンス講習会について(実施結果報告)

(2)業務運営の見直し

② 応札状況の透明化・情報公開の強化

事務所ごとの一般土木工事又は港湾土木工事について、平均落札率(月平均及び年平均)及び業者別年間受注額・受注割合をウェブサイトでの公表を引き続き行うことによ

て、応札状況の傾向等について透明化と情報公開の強化を図る。

〔取組状況〕

事務所毎の平均落札率(月平均及び年平均)及び業者別年間受注額・受注割合について、事務所発注データを本局で集約し、平成25年5月から本局ホームページで公表している。

各事務所は事務所ホームページに本局ホームページの当該ページをリンクさせ、公表を行った。

(3) コンプライアンス・リスクマネジメント

入札契約監査官は、発注者綱紀保持担当者及び発注事務担当課と連携して、職員と事業者等との対応がコンプライアンス・リスク要因となっていないかについてモニタリングを行う等により検証し、適切な接触・対応ルールについて、検討することとする。

〔取組状況〕

職員と事業者等との接触・対応のコンプライアンス・リスクについて、平成29年度一般監査対象17事務所の発注事務担当課長等にヒアリング調査を行い、特段の問題は生じていないことを確認した。

(4) 職場の環境づくり

① 執務環境の保持

平成29年度においても、情報漏洩防止を図るため、引き続き執務環境の保持を徹底する。

〔取組状況〕

各事務所等は、庁舎入口及び各執務室入口に入室制限の掲示を行い、秘密漏洩の防止を図った。

また、職員が事業者等と対応する際の公正性・透明性を確保するため、執務室外に事業者対応用のオープンスペースを設けている。執務室外に十分なスペースがない場合は、執務室内の他の職員から見える場所に打合せテーブルを配置している。

本局及び一部の事務所等では、来庁者に来庁者カードを貸与・携行させ、職員が来庁者を目視確認できるようにしている。

4. 取組に対する評価

(1) 「職員の意識改革」について

① 職員のコンプライアンスに対する意識の改革

各事務所等において、組織トップがコンプライアンス推進に対する強い意識を表明したほか、事務所コンプライアンス推進本部、コンプライアンス・ミーティング、事務所巡回講習会等を通じ、「関東地方整備局職員行動基準」の周知、危機管理意識の醸成、不当な働きかけに対する報告の徹底等を図った。

今後もこれらの取組を継続していくことが重要と考えている。

② 発注者綱紀保持の徹底

職員に対する取組としては、各種研修における発注者綱紀保持に関する講義及び講習会を継続実施した。毎年度講習資料を更新し、直近の事例を盛り込むなどして、職員が継続的にコンプライアンスを意識するよう努めた。

事業者に対するコンプライアンスの取組強化に関する周知については、推進計画に基づき実施した。事業者団体との意見交換会をはじめ、事務所等と工事受注者で構成する工事安全協議会において、関東地方整備局のコンプライアンスの取組を紹介し、協力を要請するなどの取組を行う事務所等が増加した。

いずれの取組も、一定の成果が上がっているものと評価し、引き続き実施する。

③ 具体的な各種取組等

i) 「関東地方整備局コンプライアンス週間」の継続実施

コンプライアンス週間については、実施後の職員アンケート調査で「コンプライアンスを普段以上に意識する契機として有効な取組である」と評価された。

今年度は週間中の行事として、新たに「事務所等横断的ミーティング」を開催し、所属事務所・職種を異にする職員による意見交換を実施したところ、参加者から「様々な立場の職員の意見を聞くことができ非常に有意義であった」など好評を得た。コンプライアンスに関する意識を高めるうえで有効な取組であったと評価し、引き続き実施する。

ii) 内部講師によるコンプライアンス講義の実施

推進計画に基づき、適正業務管理官又は総括調整官による事務所巡回コンプライアンス講習会及び関東地方整備局主催研修におけるコンプライアンス講義を実施した。

受講者アンケートで、「毎年度適正業務管理官が事務所に来て講義することが、職員のコンプライアンス意識の徹底に効果的である」との評価を得たため、今後も取組を継続する。

iii) 外部講師によるコンプライアンス講習会の実施

これまで講義を依頼していた公正取引委員会(官製談合防止)、弁護士(コンプライアンス違反防止)に加え、総務省関東管区行政評価局(個人情報保護)、公益財団法人建設業適正取引推進機構(公共工事発注者のコンプライアンス)など、新たな講師を起用した。

幅広い分野における職員の能力向上に資することができたと評価し、今後も新たな講演依頼先を開拓して、職員の能力向上を図っていく。

iv) 実践的でマンネリ化防止に資する情報等の提供

新たな外部講師の起用のほか、職種等に応じた研修資料作成によりマンネリ化防止に努め、一定の効果を上げたと考えている。

コンプライアンスDVDの貸出については、前年度に比べ貸出件数が減少した。既存のDVDはコンプライアンス講習会で上映するほか、コンプライアンス週間中にCATVで放映しているため、既に多くの職員が鑑賞していることが貸出件数減少の原因と考え、平成29年度

末に新たな素材を購入し、平成 30 年度から活用することとした。

コンプライアンス・ミーティング題材提供については、適正業務管理官が定期的に題材を送付することが、各所属においてコンプライアンス・ミーティングを実施する契機ともなっており、意義のある取組であると評価し、今後も取組を継続する。

v) コンプライアンス指導者の養成

コンプライアンス指導者養成については計画どおり育成を進めた。今後はコンプライアンス講習会で講師を務めさせるなど、有効に活用する。

④ 本局及び各事務所等での取組

本局・各事務所等とも推進計画に基づき確実に取組を実施し、一定の効果を上げていると評価している。

(2) 業務運営の見直し

業務運営の見直し全般については、それぞれ推進計画に基づいた見直しや改善が着実に行われた。

情報セキュリティについては担当課の取組だけでなく、本局主催講習会のテーマとして取り上げ、職員の更なる意識向上を図った。

用地業務に関しては、地権者等の個人情報保護について、担当者会議等において継続的な注意喚起が行われた。

(3) コンプライアンス・リスクマネジメント

一般監査におけるヒアリング調査によれば、職員と事業者等との接触・対応について今年度も特段の問題は生じていない。引き続きモニタリングを実施していく。

(4) 職場の環境づくり

来庁者に対する執務室への立入制限、副所長室の相部屋化など、職場の環境整備は各事務所等で着実に実施された。今後は、事業者等との対応ルールの遵守について、引き続き周知徹底を図っていく。

(5) 取組状況全般について

平成29年度推進計画に基づく、コンプライアンス推進の取組各項目に対する評価は上記のとおりである。総じて当初計画どおりに進めることができ、一定の効果を上げていると評価している。

今後も職員のコンプライアンス意識を高く保ち続けるため、各種取組を継続していくものとする。

以上

平成29年度 第1回本局(さいたま庁舎) コンプライアンス講習会について (実施結果報告)

日 時:平成29年6月21日(水)14:30~16:00

場 所:さいたま新都心合同庁舎2号館 5階 共用大会議室501

参加者:63名

<内容>

1. コンプライアンス推進本部員からの法令遵守メッセージ
(河井総務部長)
2. 講義(コンプライアンス・綱紀保持)(武市適正業務管理官)
3. 事例研究(コンプライアンス事例研究及び解説)
4. 質疑応答



〔推進本部員(河井総務部長)による法令遵守
メッセージ〕



〔武市適正業務管理官による講義〕



〔事例研究の実施風景①〕



〔事例研究の実施風景②〕

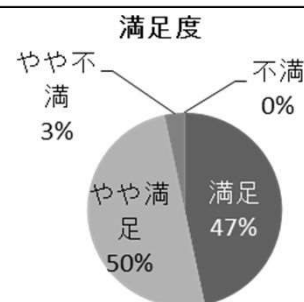
講習会に関するアンケート 集計結果

※(アンケート回答数62)

1. 推進本部員(総務部長)による遵守メッセージについて

〔感想等〕

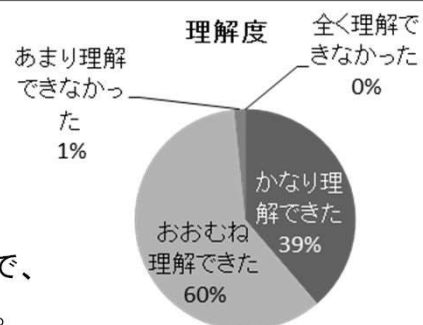
- ・発注者綱紀保持だけでなく、セクハラ、パワハラに対しても対策していくという意志を強く感じることができた。
- ・本部員としてコンプライアンスを遵守する必要性について、もっと強いメッセージを出して欲しかった。



2. 適正業務管理官による講義内容について

〔要望等〕

- ・これまでの談合や制度創設の流れ、法律等について、分かり易く、理解できた。
- ・通報等の制度を知る機会になって良かった。
- ・高知事案については概要は知っていたが、せつかくの講習会なので、もう少し時間をかけて掘り下げることも有意義ではないかと感じた。



3. 事例研究について

〔意見・感想等〕

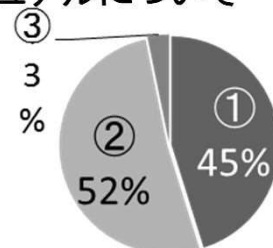
- ・情報漏洩による収賄でよくあるケースではあるが、システム的な対応のみでは防止できないことが理解できた。
- ・異変に気付くには日頃の職員同士のコミュニケーションが大切だと思います。
- ・ターニングポイントとなるような出来事をもう少しちりばめてもらった方が検討し易い。

4. 関東地方整備局発注者綱紀保持規程及び発注者綱紀保持マニュアルについて

(問い)本講習会の前に規程やマニュアルについて

知っていましたか？

- ①規程やマニュアルを読んだことがあり、内容もある程度知っていた。
- ②規程やマニュアルの存在は知っていたが、内容はよく知らなかった。
- ③規程やマニュアルの存在を知らなかった。



5. コンプライアンス全般・コンプライアンス講習会全般について

〔要望・意見等〕

- ・今回のような研修を重ねてコンプライアンスについて認識を高めることが重要と思いました。
- ・日頃からコンプライアンスを意識すること、他人事(発注に関わっていないなど)と思わず、法令等を遵守することが大切だと思います。
- ・例えば中部地整事案について、報告書に基づき中身を解説するなどコンプライアンス違反、法令違反がどのように行われたのか興味を引くような進め方も良いのではないかと。
- ・内容的に期間業務職員が参加するのではなく、職員が参加された方がよいのではないかと思います。

平成29年度 本局（横浜庁舎）コンプライアンス講習会について
（実施結果報告）

日時：平成29年12月11日（月）13：30～15：00
場所：横浜第2合同庁舎 13階 131・132会議室 参
加者：45名（職員、再任用職員、期間業務職員）

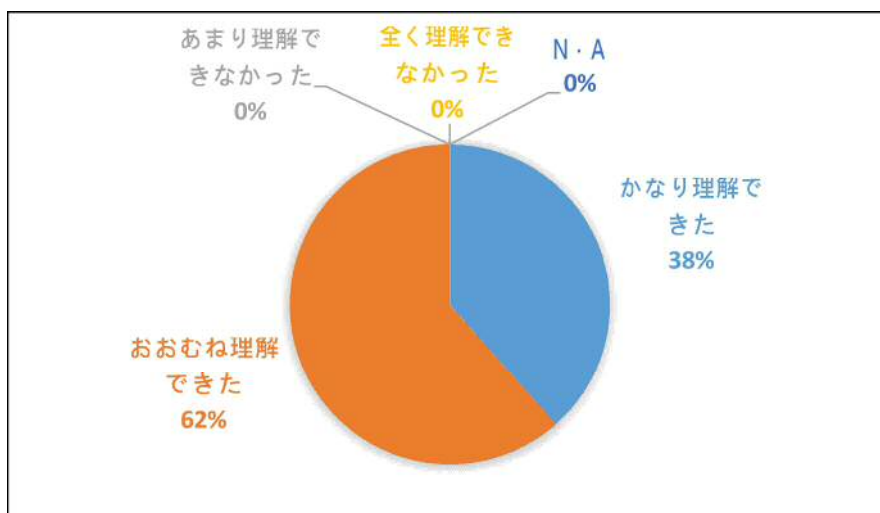
- < I ・ 内容 > 1. コンプライアンス推進本部員からの法令遵守メッセージ（石橋港湾空港部長）
2. 講義（コンプライアンス・綱紀保持）（羽鳥総括調整官）
3. 質疑応答

< II ・ アンケート集計結果 >

※アンケート回答数39

1. 講義内容の理解度について

「かなり理解できた」「おおむね理解できた」と全員より意見があった。



2. 事例研究における意見・感想等

- ・コンプライアンス違反の事例で、知識不足のため、「イラストを無断使用」がありました。これは、著作権の侵害に抵触する例だと思えます。身近で同様なことで、新聞等の切り抜きなどは、気を付けなければならないと思えます。
- ・些細なきっかけから収賄事件に発展することを再認識した。
- ・事案の顛末を含めて、具体的な内容だったので、より実感を持って聞くことができました。
- ・業務を遂行するうえで、報・連・相による情報の共有化を常に意識し、よりよい職場環境にしていく必要があると感じた。
- ・実際にあった事例が題材となっており、解説においても各段階毎にこういう対応の仕方があったのではないかな等の説明があり、大変参考になりました。

3. コンプライアンス全般や講習会全般に関する意見・感想

- ・このような講習会に出席することで、コンプライアンスの意識を高め、法令、局内の規程を遵守して、業務を遂行するよう心掛けます。
- ・ハラスメントの講習を取り入れてほしい。
- ・定期的送信される「公務員不祥事等事案」について、送信の際に特に伝えたいことをメール本文に記載するなどして、より職員に読んでいただくような工夫をしては如何でしょうか。
- ・情報交換と情報提供などが、必要なことと、してはいけないことの線引が難しいと思う。常に気にとめておくためにも、講習会は大事。
- ・“知っていること”が“出来ること”と必ずしもイコールではないと思う部分もあるので、定期的にコンプライアンスについて自分のこととして考える機会を持つのは大切だと思いました。
- ・コンプライアンス教育は定期的に行う必要がある。
- ・OB対応で難しいと感じる時がある。
- ・コミュニケーションをいかに図っていくかが大切である。

事務所巡回コンプライアンス講習会（実施報告）

1. 講習内容等

①講義（講師：適正業務管理官又は総括調整官）

【内容】

- 1) コンプライアンスとは？（「コーポレート・ガバナンス」や「内部統制」との違い）
- 2) 関東地方整備局のコンプライアンス（コンプライアンス推進体制強化の経緯）
- 3) なぜコンプライアンス違反が起きるのか（コンプライアンス違反事例の紹介）
- 4) 公共事業等の発注に関する法令（官製談合防止法の解説）
- 5) 発注者綱紀保持規程（規程内容の解説）
- 6) どのようにしてコンプライアンスを実現するか（風通しの良い職場づくり）

②事例研究（題材に基づき意見交換・適正業務管理官又は総括調整官による解説）

【事例研究の内容 1) 又は2)】

- 1) 市役所職員が公園の複合遊具修繕業務において、年度内に業務が完了しなかったにも関わらず、年度内に予算を執行するため、虚偽の支出命令書を起案して、完了していない同業務の請負代金の支払手続を行った事例について（上司の業務管理、組織としての業務チェック体制）
- 2) 市役所職員が市有建築物維持修繕工事において、個人的に親しくなった営業担当者に対して非公開の工事情報を教示したことに対する謝礼を收受した事例について（事業者との付き合い方で気を付けるべきこと、同僚の収賄に気付いた時の対応）

2. 講習会実施風景



長野国道事務所



利根川上流河川事務所

平成29年度 適正業務管理官又は総括調整官による事務所等でのコンプライアンス講習会 実施状況

No.	実施日	実施事務所等	対象者	参加人数	実施者(講師)	備考
1	H29.7.3	京浜河川事務所	幹部職員	28	適正業務管理官	
2	H29.7.5	千葉国道事務所	幹部職員	24	適正業務管理官	
3	H29.7.14	宇都宮国道事務所	幹部職員	19	適正業務管理官	
4	H29.7.14	宇都宮営繕事務所	幹部職員	4	適正業務管理官	宇都宮国道事務所にて合同開催
5	H29.8.2	長野国道事務所	全職員	68	適正業務管理官	
6	H29.8.2	長野営繕事務所	全職員	4	適正業務管理官	長野国道事務所にて合同開催
7	H29.9.6	甲武営繕事務所	全職員	15	適正業務管理官	
8	H29.9.6	国営昭和記念公園事務所	全職員	19	適正業務管理官	
9	H29.9.8	横浜国道事務所	幹部職員	30	適正業務管理官	
10	H29.9.14	高崎河川国道事務所	全職員	34	適正業務管理官	
11	H29.9.14	京浜港湾事務所	全職員	48	総括調整官	
12	H29.9.20	東京空港整備事務所	全職員	31	総括調整官	
13	H29.9.22	甲府河川国道事務所	幹部職員	26	適正業務管理官	
14	H29.9.22	富士川砂防事務所	幹部職員	12	適正業務管理官	甲府河川国道事務所にて合同開催
15	H29.9.28	八ッ場ダム工事事務所	全職員	25	適正業務管理官	
16	H29.9.28	品木ダム水質管理所	全職員	9	適正業務管理官	
17	H29.10.2	利根川上流河川事務所	全職員	71	適正業務管理官	
18	H29.10.2	渡良瀬川河川事務所	全職員	45	適正業務管理官	
19	H29.10.5	川崎国道事務所	全職員	20	適正業務管理官	
20	H29.10.5	鹿島港湾・空港整備事務所	全職員	34	総括調整官	
21	H29.10.6	荒川下流河川事務所	全職員	28	適正業務管理官	
22	H29.10.6	北首都国道事務所	全職員	29	適正業務管理官	
23	H29.10.16	東京第一営繕事務所	全職員	15	適正業務管理官	
24	H29.10.16	東京国道事務所	全職員	21	適正業務管理官	
25	H29.10.17	霞ヶ浦導水工事事務所	全職員	16	適正業務管理官	
26	H29.10.17	常総国道事務所	全職員	28	適正業務管理官	
27	H29.10.19	東京湾口航路事務所	全職員	16	総括調整官	
28	H29.10.24	大宮国道事務所	全職員	24	適正業務管理官	
29	H29.10.25	国営常陸海浜公園事務所	全職員	10	適正業務管理官	
30	H29.11.2	特定離島港湾事務所	全職員	17	総括調整官	
31	H29.11.6	東京第二営繕事務所	全職員	14	適正業務管理官	
32	H29.11.15	首都国道事務所	全職員	20	適正業務管理官	
33	H29.11.15	関東技術事務所	幹部職員	13	適正業務管理官	
34	H29.11.16	相武国道事務所	全職員	44	適正業務管理官	
35	H29.11.16	相模川水系広域ダム管理事務所	全職員	11	適正業務管理官	
36	H29.11.17	二瀬ダム管理所	全職員	8	適正業務管理官	
37	H29.11.17	横浜港湾空港技術調査事務所	全職員	16	総括調整官	
38	H29.11.27	荒川上流河川事務所	全職員	26	適正業務管理官	
39	H29.11.27	東京港湾事務所	全職員	27	総括調整官	
40	H29.11.29	利根川下流河川事務所	全職員	26	適正業務管理官	

No.	実施日	実施事務所等	対象者	参加人数	実施者(講師)	備考
41	H29.12.4	横浜営繕事務所	全職員	14	適正業務管理官	
42	H29.12.5	利根川水系砂防事務所	全職員	21	適正業務管理官	
43	H29.12.5	利根川ダム統合管理事務所	全職員	16	適正業務管理官	
44	H29.12.6	鬼怒川ダム統合管理事務所	全職員	32	適正業務管理官	
45	H29.12.6	日光砂防事務所	全職員	15	適正業務管理官	
46	H29.12.12	江戸川河川事務所	全職員	32	適正業務管理官	
47	H29.12.13	下館河川事務所	全職員	15	適正業務管理官	
48	H29.12.13	常陸河川国道事務所	全職員	23	適正業務管理官	
49	H29.12.14	霞ヶ浦河川事務所	全職員	26	適正業務管理官	
50	H29.12.15	千葉港湾事務所	全職員	29	総括調整官	
51	H30.1.12	東京外かく環状国道事務所	幹部職員	13	適正業務管理官	
			計	1,211		

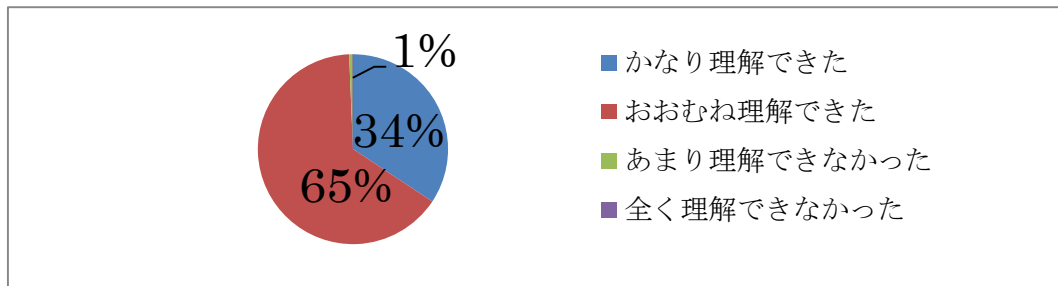
※上記の他、本局各部が実施した会議等におけるコンプライアンス講義等の実施状況

No.	実施日	会議名等	参加人数	実施者(講師)	備考
1	H29.4.21	用地担当管理者会議	118	適正業務管理官	「コンプライアンスについて」
2	H29.5.25	経理担当課長等会議(第1回)	124	適正業務管理官	「コンプライアンスについて」
3	H29.11.22	電気通信担当課長等会議(下期)	49	適正業務管理官	「コンプライアンスについて」
4	H30.2.13	経理担当課長等会議(第2回)	92	適正業務管理官	「コンプライアンスについて」
		計	383		

○適正業務管理官又は総括調整官による事務所等でのコンプライアンス講習会

アンケート集計結果

〈講義内容の理解度〉 アンケート回答数1085人



〈適正業務管理官による講義内容への要望等（自由記述）〉

- ・ 制度の説明より事例の詳細な結果を集中的に説明した方が職員が危機感を持つと思う。
- ・ 説明は要点がおさえられていて良かったが、もう少し説明時間を短くして欲しい。
- ・ 発注関係以外の内容（パワハラ・セクハラ等）についても講義を受けたい。
- ・ DVDなどの映像を交えた講義だと、より理解し易いと思う。

〈事例研究についての意見・感想等（自由記述）〉

- ・ 解説での事件の経過の説明が非常に参考になった。
- ・ 具体的な事例で考えることはコンプライアンスを講習する上で分かり易くて良いと思う。
- ・ 日頃、コンプライアンスの観点から判断に迷うような事例を職員から聞き取り調査を行い、そうした事例を基に事例研究を行うべきではないか。
- ・ 過失や不作為によるコンプライアンス違反の事例も取り上げて欲しい。
- ・ 班別討議等により自身の意見を話せる場を設けた方が、知識として身につくと思う。

〈コンプライアンス全般についての要望・意見・改善すべき点等（自由記述）〉

- ・ 何度聞いても新たな気付きがあるので何度も講習会をやることは意味があると思う。
- ・ ちょっとしたことから職員誰もが当事者になり得ることを常に意識することが大切。
- ・ 知識不足によるコンプライアンス違反に関する講習（例えば、新聞のコピーなどの著作権関係など）が必要ではないか。
- ・ 同じ職種（技術系職員）を講師とした講習もより身近で参考となるのではないか。
- ・ 講習会を年4回程度に分け、受講者の都合に合わせて受講機会を増やして欲しい。
- ・ 発注者側のコンプライアンスの取組を受注者側に伝えることも必要。
- ・ 報告制度はあっても、本当に通報者が守られるのかどうか気になる。

平成29年度 関東地方整備局主催研修におけるコンプライアンス講義の実施状況

No.	種別	研修名	実施日	講義名	講師	講義時間(分)	受講者数(人)
1	基幹	新規採用職員(一般職)【必修】	H29.4.4	公務員制度(服務・倫理、ハラスメント防止、ワークライフバランス)	総務部 人事課 建設専門官	90	137
2	基幹	新規採用職員(一般職)【必修】	H29.4.4	公務員制度(コンプライアンス)	総務部 総務課 課長補佐	40	137
3	実践	現場係長(道路)	H29.4.19	コンプライアンス・綱紀保持	総務部 総務課 課長補佐	60	11
4	実践	現場係長(河川)	H29.4.19	コンプライアンス・綱紀保持	総務部 総務課 課長補佐	60	10
5	基幹	管理能力向上(上期)	H29.4.27	コンプライアンス	適正業務管理官	50	81
6	基幹	事務職員(一般職)	H29.5.10	服務・勤務時間・ハラスメント防止	総務部 人事課 建設専門官	90	26
7	基幹	建設技術(中級)	H29.5.12	コンプライアンス	総務部 総務課 課長補佐	60	14
8	基幹	事務職員(一般職)	H29.5.12	コンプライアンス	総務部 総務課 課長補佐	60	26
9	専門	港湾防災・保安・BCP・危機管理	H29.6.8	コンプライアンス	港湾空港部 港政調整官	30	6
10	専門	専門(契約)	H29.6.15	コンプライアンス	総務部 総務課 課長補佐	50	12
11	専門	専門Ⅰ(用地・基礎)	H29.6.15	コンプライアンス	総務部 総務課 課長補佐	50	26
12	専門	専門(河川管理)	H29.6.23	コンプライアンス	総務部 総務課 課長補佐	50	15
13	専門	専門(道路管理)	H29.6.23	コンプライアンス	総務部 総務課 適正業務指導係長	60	21
14	基幹	新任係長①【必修】	H29.7.10	服務・公務員倫理・ハラスメント防止・コンプライアンス	総務部 港湾空港総室 課長補佐	50	16
15	専門	専門Ⅲ(用地・土地収用)	H29.7.12	コンプライアンス	適正業務管理官	60	6
16	基幹	建設技術(初級)前期	H29.7.14	コンプライアンス	総務部 総務課 課長補佐	90	57
17	専門	専門(会計)	H29.7.19	コンプライアンス	総務部 総務課 適正業務指導係長	50	6
18	専門	専門Ⅱ(用地・土地評価)	H29.7.21	コンプライアンス	適正業務管理官	60	9
19	基幹	新任係長②【必修】	H29.9.25	服務・公務員倫理・ハラスメント防止・コンプライアンス	関東運輸局 総務部 人事課 課長補佐	80	22
20	実践	総合技術マネジメント	H29.10.13	コンプライアンス	総務部 総務課 課長補佐	50	25
21	基幹	建設技術(係長)	H29.10.20	コンプライアンス	総務部 総務課 適正業務指導係長	70	31
22	基幹	新任係長③【必修】	H29.10.30	服務・公務員倫理・コンプライアンス	東京航空局 適正業務管理官	80	18
23	基幹	一般職員能力向上	H29.11.13	コンプライアンス	総務部 総務課 課長補佐	60	31
24	基幹	一般職員能力向上	H29.11.13	服務・倫理・ハラスメント防止	総務部 人事課 建設専門官	80	31
21研修 24講義							774

平成29年度 関東地方整備局コンプライアンス週間 (実施結果報告)

実施期間:平成29年6月1日(木)～平成29年6月7日(水)

1. コンプライアンス週間の周知

4月28日付け「平成29年度 関東地方整備局コンプライアンス週間の実施について(依頼)」(4月28日公報掲載)及び適正業務管理官室より各部・事務所あてメールにて周知(5月22日コンプライアンスメール(その51))

2. コンプライアンス遵守メッセージ等の表示

週間中、行政パソコンのログイン時に、関東地方整備局長(コンプライアンス推進本部長)名により週間の趣旨、コンプライアンス遵守メッセージを表示

3. 外部講師(公正取引委員会)による講習会の実施

別紙1(実施結果報告)のとおり

4. 事務所等横断的なミーティングの実施

別紙2(実施結果報告)のとおり

5. 発注者綱紀保持に関するセルフチェックシート(10問)の実施

- 適正業務管理官室にて「発注者綱紀保持セルフチェックシート」を作成、各部・事務所に配布し、各所属で職員に実施させ、その結果を集計した。
- 関東地方整備局全体で約95%(3862名)の職員がセルフチェックシートを実施した。なお、各設問のうち、正答率の低かった設問については、その後実施したコンプライアンス講習会等で重点的に取り扱った。

6. コンプライアンスに関するDVDの映像配信

日時:平成29年6月1日(木)～平成29年6月7日(水)

10時～10時45分、13時～13時45分

ビデオ名:「あなたとあなたの大切な人を守るコンプライアンス」を配信

7. コンプライアンスに関するDVDの貸出

週間の周知以降、6事務所、計7点を貸出、各所属で実施する講習会・ミーティングで適宜活用

週間に関するアンケート 集計結果

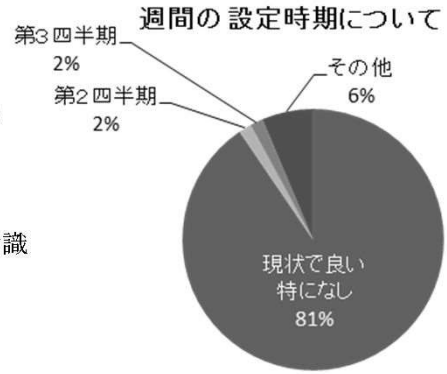
※各部・事務所単位で実施(回答数63)

1. 週間の設定時期及び期間について

- 6月1日からという週間の設定時期、1週間という期間のいずれも「現状で良い」という意見が大多数であった。

〔設定時期に関する主な意見〕

- ・年度の比較的早い時期からコンプライアンスに関して職員に意識させることができるため、適切な時期である。
- ・新年度体制が落ち着いた頃に適切な時期である。
- ・倫理週間と併せ、12月に設定してはどうか。



2. 各種取組内容に関する意見

	良かった点	悪かった点、改善が必要な点
コンプライアンス遵守メッセージ等の表示	<ul style="list-style-type: none"> ・パソコンのログイン時にメッセージが表示される取組は、必ず職員が目にするため、周知効果は大きいと考えられる。 ・コンプライアンス週間中であることを認識できた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・メッセージだけでなく、事例集等へ行くことができるリンクがはられていると良い。
セルフチェックシートの実施	<ul style="list-style-type: none"> ・チェックシートの実施は、職員に負担にならずに簡易に実施できるところが良い。 ・チェックシートを集計することで、間違いやすい問題の傾向が把握できた。 	<ul style="list-style-type: none"> 回答の集計までは必要ないのでは。各自が解説などで理解を深めればよいのではないか。
DVDの映像配信	<ul style="list-style-type: none"> ・文章(活字)よりも、映像(ドラマ形式)によることで理解し易い。 ・映像配信が毎日午前午後行われていたので、各自の業務の都合に合わせて視聴することができた。 	<ul style="list-style-type: none"> 業務の合間に各自視聴することは、電話や来客、他の職員への音声配慮などがあり、集中して見られないため、DVD視聴日を2日間くらい設け、会議室等で集中して視聴する方法にした方が良い。
DVDの貸出	<ul style="list-style-type: none"> 所内でDVDを活用した講習会を行い、綱紀保持の重要性について再認識することができた。 	<ul style="list-style-type: none"> 貸出可能なDVD教材を年に一つずつ程度増やして欲しい。

3. 来年度以降の継続について

「継続」もしくは「改善して継続」という意見が大多数であった。

〔肯定的な意見・理由〕

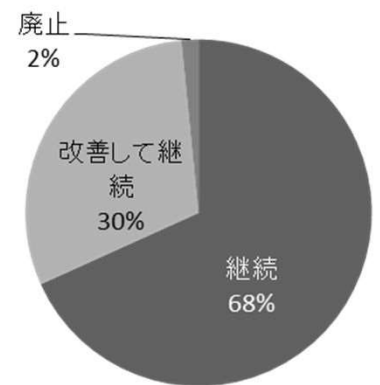
- ・コンプライアンスの意識付けとして、集中的な取組は必要と思う。
- ・コンプライアンスは継続的に行う事に一定の意義があると思う。

〔否定的な意見・理由〕

- ・週間中に多くの取組を行っても、職員から負担が多くなったという意見ばかり聞こえてきた。

〔その他意見〕

- ・アンケートの結果を反映し、悪いところを見直した上で継続して実施することで、コンプライアンスに対する理解が高まる。



4. その他(コンプライアンス全般について 自由記述)

・コンプライアンスは繰り返しの啓蒙が必要だが、マンネリ化克服が課題。しかし、新しいことを始めることに傾注し過ぎての職員への負荷の増加は避けてもらいたい。

・本局開催の講習会について、受講希望者を募っても希望する者が少ないため、職員が自発的に参加したくなるようなコンテンツを検討して欲しい。

・講習会等の映像を配信していただいても、業務が忙しいため見られない職員が多かった。時間を取らずに記憶に残る取組を考えて欲しい。

平成29年度 関東地方整備局コンプライアンス週間 公正取引委員会による講習会について (実施結果報告)

- ①日 時:平成29年6月1日(木)14:15～15:15
場 所:さいたま新都心合同庁舎2号館 5階 災害対策本部室
参加者:幹部職員73名(事務所長会議において実施)
- ②日 時:平成29年6月5日(月)13:30～15:00
場 所:横浜第2合同庁舎 13階 131、132会議室
参加者:一般職員206名(会場受講者79名、映像配信受講者127名)
- ③日 時:平成29年6月7日(水)14:00～15:30
場 所:さいたま新都心合同庁舎2号館 5階 大研修室5A
参加者:一般職員283名(会場受講者152名、映像配信受講者131名)

<内容>

講義 「入札談合の防止に向けて」(独占禁止法と入札談合等関与行為防止法)

- ①入札談合をやらせない(入札談合の監視役)
②入札談合に関与しない(当事者となるリスク)



〔公正取引委員会による講義風景(横浜)〕



〔公正取引委員会による講義風景(さいたま)〕

◆講習会録画映像の上映会

- ①日時:平成29年6月22日(木) 14:00～15:30
場所:さいたま新都心合同庁舎2号館 5階 共用AV会議室504
参加者:6名
- ②日時:平成29年6月28日(水) 14:00～15:30
場所:さいたま新都心合同庁舎2号館 5階 共用AV会議室504
参加者:5名



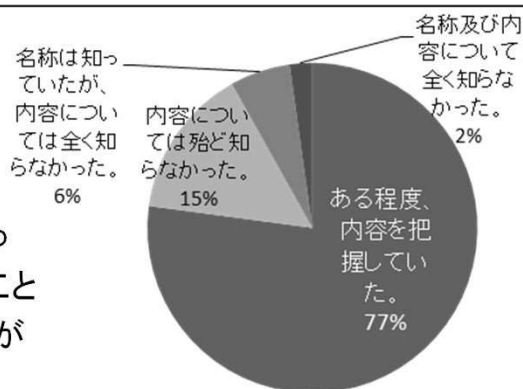
〔上映会の実施風景(さいたま)〕

講習会に関するアンケート 集計結果

※(アンケート回答数547)

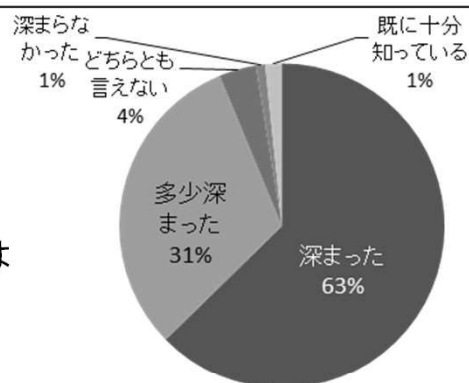
1. 入札談合の防止及び入札談合等関与行為防止法についての知識は、講習会の出席前はどの程度ありましたか？

ある程度、内容を把握していた職員が多数であったが、内容を知らなかった職員も4分の1近くいたことから、引き続き講習会を定期的実施していくことが必要であると考えられる。



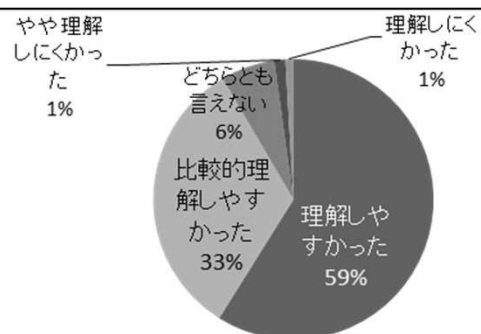
2. 講習会への出席により入札談合の防止及び入札談合等関与行為防止法についての理解が深まりましたか？

講習会への出席により、理解が「深まった」あるいは「多少深まった」と回答した職員が大多数であり、一定の成果があったものと考えられる。



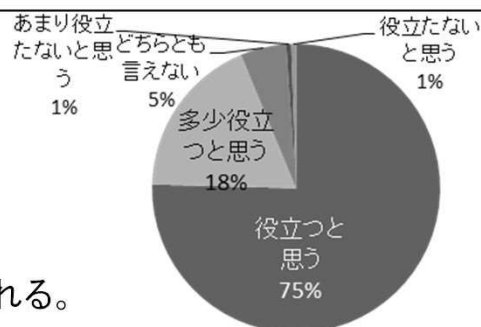
3. 講習の内容は理解しやすいものでしたか？

講習の内容は、「理解しやすかった」あるいは「比較的理解しやすかった」と回答した職員が大多数であり、概ね好評だったと考えられる。



4. 講習の内容は、今後の業務で役立つと思いますか？

講習の内容は、今後の業務で「役立つと思う」あるいは「多少役立つと思う」と回答した職員が大多数であり、業務に役立つ内容であったと考えられる。



5. その他、講習会に関する意見等(自由記述)

・今までのコンプライアンス研修で聞いていた事案であったが、改めて関与職員に対して厳しい処分が有り個人のリスクが大きいことを認識しました。

・入札の目的として「低価格の調達」の説明は為されているが、「高価値の調達」の説明が不足気味である。「低入札による弊害(低品質)」ということも併せて説明した方が良いかと思う。

平成29年度 関東地方整備局コンプライアンス週間
事務所等横断的なミーティングについて
(実施結果報告)

日時:平成29年6月6日(火)15:00~16:30

場所:さいたま新都心合同庁舎2号館 5階 大研修室5A

参加者:69名(一般事務46名、用地6名、技術17名)

※係長級以上(管理職未満)の職員で、各部及び各事務(管理)所から最低1名以上参加

※10班(各班6~7名)に分かれて、事例3題についてグループ討議

※1. 班別討議 2. 班別発表 3. 適正業務管理官による講評・解説

<主な討議内容>

①事業者からの不当な働きかけに対する対応について

入札手続中に事業者から入札参加業者数や官積算額について電話による問い合わせがあった際の発注担当係長の対応の問題点と取るべき対応

②工事の発注で積算にミスがあった場合の対応について

入札手続中に官積算額に誤りがあることに気付いた場合の発注担当係長の対応の問題点と取るべき対応

③飲酒運転について

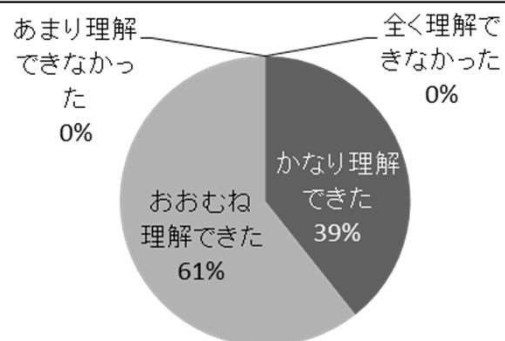
特に地方の事務所等、交通手段が自動車中心の地域において、飲酒運転をしないために心掛けるべきポイント

事務所等横断的なミーティングに関するアンケート 集計結果

※(アンケート回答数61)

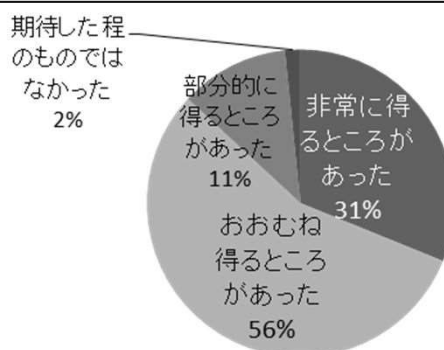
1. 課題の内容について

全ての職員が「かなり理解できた」又は「おおむね理解できた」と回答しており、実務に即した身近な内容で、理解がし易かったものと考えられる。



2. グループ討議について

「非常に得るところがあった」又は「おおむね得るところがあった」と回答した職員が大半であり、様々な職種間によるグループ討議については、おおむね好評だったものと考えられる。



3. 課題内容等について(意見・感想等 自由記述)

- ・横断的なミーティングということで様々な立場の人からの意見が聞けて非常に有意義であった。また、議題もとても身近な例ですぐに役立つものであると思った。
- ・自分の環境には無い意見も聞けたので非常に参考になった。
- ・全く知らない人とミーティングを行ったので、少しやりづらい面もあったが、時間が経つにつれ、打ち解けることができた。次回もやった方が良いでしょう。
- ・もう少し意見がまとまらないような込み入った議題の方が議論が白熱すると思います。
- ・技術系職員をもっと増やしてもいいのではと感じた。
- ・全事務所が本局まで集まるのは負担となるので、事務所や近隣事務所で横断的なミーティングをするという方法があるかと思っています。

4. コンプライアンス全般について(自由記述)

- ・コンプライアンスについて、自分の感覚的な捉え方に大きな問題はないだろうと漠然と思っていたが、報告義務のあることやルールなど具体的な知識が十分でないことが分かり、そうした慢心的な考え方が問題なのだと気付かされました。
- ・コンプライアンスの講習やミーティングに参加している人としていない人の差があるように感じる。参加できていない人にいかに伝えるか、局全体として工夫が必要。
- ・組織内の「もの」を言いやすい環境が不祥事を防ぐことになると思います。
- ・コンプライアンスを重視するためには、職場に余裕が必要だと思っています。

平成29年度 第2回本局(さいたま庁舎) コンプライアンス講習会について (実施結果報告)

日 時:平成29年9月13日(水)13:30~16:00

場 所:さいたま新都心合同庁舎2号館 5階 共用大会議室501

参加者:165名

<内容>

1. 外部講師による講義

「行政機関等個人情報保護法の概要及び制度運営上の基礎的な留意点」
(総務省関東管区行政評価局 情報公開・個人情報保護推進室)

2. 内部講師による講義

「情報セキュリティの基礎知識 ~あなたは狙われている~」
(企画部情報通信技術課)



〔総務省関東管区行政評価局による講義風景①〕



〔総務省関東管区行政評価局による講義風景②〕



〔企画部情報通信技術課による講義風景①〕

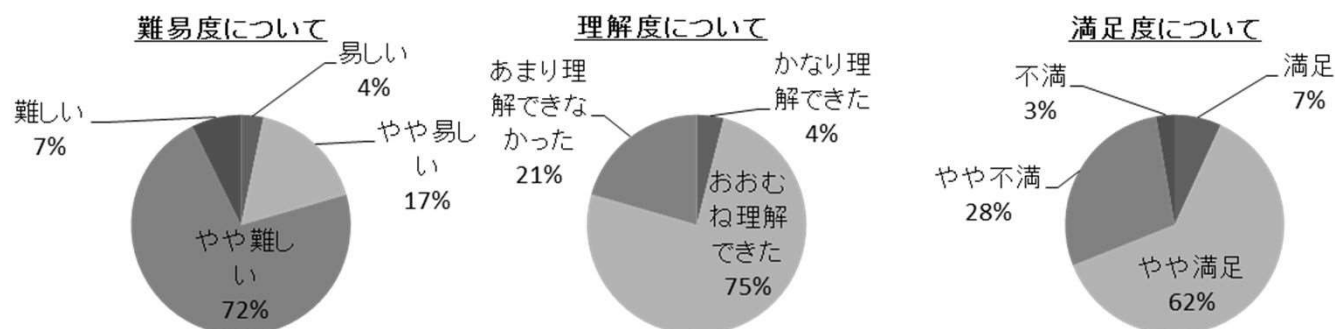


〔企画部情報通信技術課による講義風景②〕

講習会に関するアンケート 集計結果

※(アンケート回答数157)

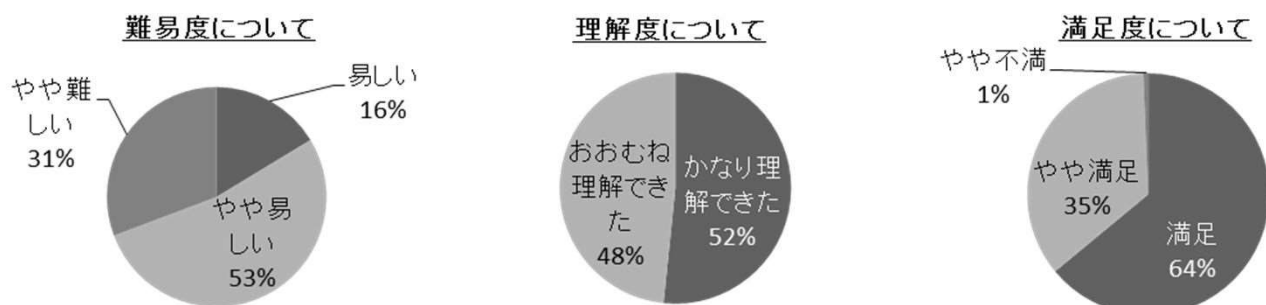
1. 外部講師(総務省関東管区行政評価局)講義内容について



【要望・その他(自由記述)】

- ・個人情報の大切さや取扱いについて改めて確認し、意識することができた。
- ・個人情報保護法と情報公開制度との違いを明確にして欲しかった。
- ・具体的な事例も紹介頂けると、なお分かり易かったと思う。
- ・講義時間に対して内容が説明しきれない部分もあったので、次はもっと詳細に講義をお願いしたい。

2. 内部講師(企画部情報通信技術課)講義内容について



【要望・その他(自由記述)】

- ・PC等の利用者としての情報セキュリティに関する心構え等を平易に、また、豊富な事例を交えて説明して頂いたのが分かり易かった。
- ・テーマを二つ(①パスワード②電子メール)に絞った講義で、とても分かり易かった。
- ・実演も織り交ぜていたのがとても興味を持って聴けた。

3. 情報セキュリティについて(日頃感じていることや要望、意見等(自由記述))

- ・資料、USBメモリ、携帯電話紛失等の不適正事案の報道を聞く度に、気を付けなければと思っている。
- ・施設見学の受付業務も実施しているため、改めて期間業務職員も含めたセキュリティを徹底したい。
- ・不審メールを受信した際は必ず情報通信技術課に連絡させるよう徹底すべき。個人対応が危険を招く。
- ・事務所へのSE常駐がなくなり、非常時対応が不安。電算担当者不在時に業務が止まることもある。

平成29年度 第3回本局(さいたま庁舎)
コンプライアンス講習会について
(実施結果報告)

日 時:平成29年11月21日(火)10:30~12:00

場 所:さいたま新都心合同庁舎2号館 5階 大研修室5A

参加者:142名

<内容>

外部講師による講義

「公共工事発注者のためのコンプライアンス」

- ①なぜ今コンプライアンスが必要か
- ②公共工事発注者が遵守すべきルール
- ③コンプライアンスの実践

講師:公益財団法人建設業適正取引推進機構
啓発指導部長 近江 典男 氏



〔講義風景①〕

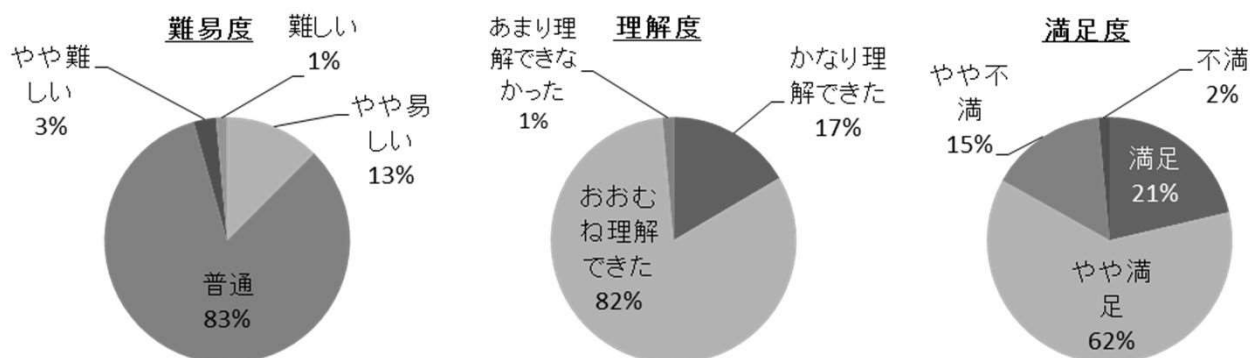


〔講義風景②〕

講習会に関するアンケート 集計結果

※(アンケート回答数140)

1. 講義内容について



【要望・その他(自由記述)】

- ・公共工事を念頭においた説明・資料であって、理解はし易かった。
- ・テキストについては、不祥事事例の構造など、後に読み直して学んでみたいと思った。
- ・外部講師による講習は切り口が新鮮で参考になる点が多い(建設業法などの説明があった点)。
- ・「コンプライアンスの実践」に関して、実務に絡めた話を聴くことができればよかった。
- ・かけ足での講義だったので、一つ一つの事件を確認しながら考えることができなかった。

2. 公共工事等の発注に係るコンプライアンスについて

【疑問を感じていることや判断に迷うこと、改善すべきと考えられるような問題等(自由記述)】

- ・職員本人が気を付けていれば大丈夫という思いが強いが、それでも知らずに犯してしまう法令違反がある。情報を共有し、同様の事案が起きないように努めることが大事。
- ・発注者向けの「法令遵守ガイドライン」が発出され、周知されているところですが、まだまだその趣旨が浸透していないと感じている。
- ・業務内容の変更について、現場の監督職員がどこまで対応できるのか判断に迷うことがある。

3. コンプライアンス全般・コンプライアンス講習会全般について

【日頃感じていることや要望、意見等(自由記述)】

- ・技術系職員の参加を促すためには、コンプライアンスのみの講習ではなく、別の会議や説明会とセットで実施したらどうか。
- ・本局講習会の内容を事務所内へ展開するために、講義の様様をDVD等に記録して貸与していただけるような仕組みを構築していただきたい。
- ・コンプライアンスの遵守は当然のことだが、過度に意識し過ぎると受注者との円滑なコミュニケーションに影響が出る。これはダメ、あれはダメという指導ばかりでなく、「こんなことは問題ないよ」といった前向きな指導や、判断に迷った時に気軽に相談できる体制をお願いしたい。

平成29年度 第4回本局(さいたま庁舎) コンプライアンス講習会について (実施結果報告)

日 時:平成30年1月18日(木)13:30~15:00

場 所:さいたま新都心合同庁舎2号館 5階 共用大会議室501

参加者:128名

<内容>

外部講師による講義

「コンプライアンス違反を起こさないためにできること
～企業不祥事の抑止との比較の視点から Ⅲ～」

- ①発注者綱紀保持担当弁護士として
- ②国家公務員・地方公務員の秘密漏示罪裁判例を素材として
- ③企業不祥事の抑止との比較の視点から(企業不祥事の抑止と制裁)
- ④結論 コンプライアンス違反を起こさないためにできることは何か?

講師:阿部記念法律事務所 所長

弁護士 阿部 鋼 氏

(関東地方整備局発注者綱紀保持担当弁護士)



〔講義風景①〕

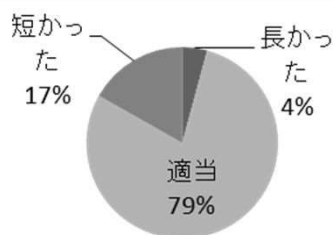


〔講義風景②〕

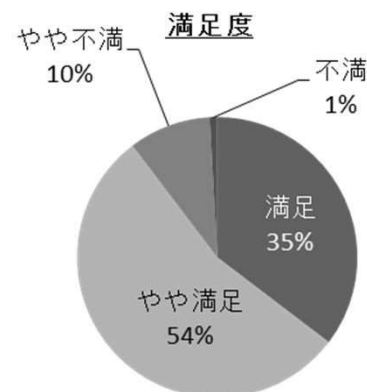
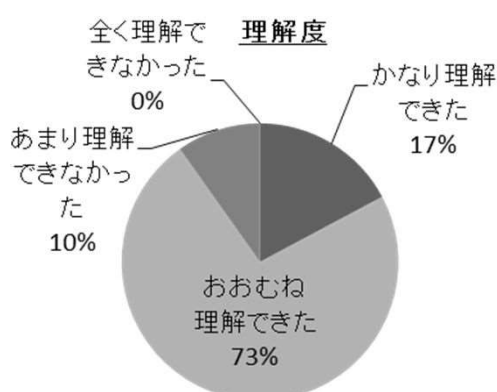
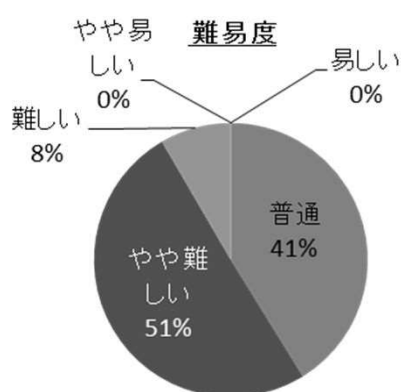
講習会に関するアンケート 集計結果

※(アンケート回答数124)

1. 時間について



2. 講義内容について



【要望・その他(自由記述)】

- ・情報保護の基本的事項である「秘密」の概念について、様々な判例から講義をしていただいて非常に勉強になった。
- ・判例を時系列で説明していただいたので考え方がよく分かった。
- ・過去の事例に大変興味を持ちました。法律は歴史に基づいて作られているというお話がとても良かった。
- ・情報が「秘密」とされるか否かの判断はとても難しいものであることが理解できた。
- ・法律上の位置付けはよく分かったが、公務員として常に心に留めておくべき内容としては少し難しかった。
- ・裁判事例は読み慣れていないので、内容の理解に時間がかかる。
- ・「秘密」に該当するか否かは司法の判断、ケースバイケースになるとのことですが、そうだとすると、現場としては判断が難しい。

3. コンプライアンス全般・コンプライアンス講習会全般について

【日頃感じていることや要望、意見や改善すべき点等(自由記述)】

- ・コンプライアンスを浸透させるには繰り返しが大事だと思う。
- ・外部講師の話を聞く機会を今後も続けて欲しい。
- ・もっと広く伝えた方が良いのでTV会議で流して欲しい。

平成29年度 各部各事務所等の取組状況

No.	事務所名	講義等参加実績		主な取組内容
		第1四半期 第2四半期 第3四半期 第4四半期		
1	利根川上流河川事務所	110/110 111/111 111/111 112/112	100% 100% 100% 100%	<ul style="list-style-type: none"> ・コンプライアンス推進本部会議を開催した。(「公務員の不祥事等」などの紹介・注意喚起、本局講習会講義内容の周知、コンプライアンス・ミーティング、事務所長訓示等) ・各所属等でコンプライアンス・ミーティングを実施した。(独自題材も使用) ・「ハラスメント防止研修」(講師:埼玉県男女共同参画推進センター)を実施した。 ・電算担当者会議で情報セキュリティ対策について周知した。
2	利根川下流河川事務所	80/80 81/81 80/80 80/80	100% 100% 100% 100%	<ul style="list-style-type: none"> ・コンプライアンス推進本部会議を開催した。(「公務員の不祥事等」などの紹介・注意喚起、事務所長訓示等) ・各所属等でコンプライアンス・ミーティングを実施した。 ・DVD「破滅への道程」、「事例で学ぶ倫理法・倫理規程 Vol.8」、「組織と個人を守る!階層別コンプライアンスシリーズ公務員編」を視聴し、意見交換を行った。
3	霞ヶ浦河川事務所	59/59 59/59 59/59 57/57	100% 100% 100% 100%	<ul style="list-style-type: none"> ・コンプライアンス推進本部会議を開催した。(「公務員の不祥事等」などの紹介・注意喚起、雑誌記事の紹介、コンプライアンス・ミーティング、事務所長訓示等) ・各所属等でコンプライアンス・ミーティングを実施した。(独自題材も使用)
4	霞ヶ浦導水工事事務所	30/30 30/30 30/30 30/30	100% 100% 100% 100%	<ul style="list-style-type: none"> ・コンプライアンス推進本部会議を開催した。(「公務員の不祥事等」などの紹介・注意喚起、注意喚起[特定業者への現場案内等について等]、事務所長訓示等) ・各所属等でコンプライアンス・ミーティングを実施した。
5	江戸川河川事務所	130/130 131/131 131/131 130/130	100% 100% 100% 100%	<ul style="list-style-type: none"> ・コンプライアンス推進本部会議を開催した。(「公務員の不祥事等」などの紹介・注意喚起、コンプライアンス・ミーティング、事務所長訓示等) ・各所属等でコンプライアンス・ミーティングを実施した。 ・事務所長が、全所属長に対して、飲酒・セクハラについて注意喚起した。
6	渡良瀬川河川事務所	61/63 60/60 61/61 61/61	96.8% 100% 100% 100%	<ul style="list-style-type: none"> ・コンプライアンス推進本部会議を開催した。(「公務員の不祥事等」などの紹介・注意喚起、事務所長訓示等) ・各所属等でコンプライアンス・ミーティングを実施した。 ・幹部会において事務所長が個人情報保護の重要性、働き方改革に関する発注者の責務について周知徹底した。
7	下館河川事務所	92/92 91/91	100% 100%	<ul style="list-style-type: none"> ・コンプライアンス推進本部会議を開催した。(「公務員の不祥事等」などの紹介・注意喚起等)

		90/90 90/90	100% 100%	<ul style="list-style-type: none"> ・各所属等でコンプライアンス・ミーティングを実施した。 ・所内事業説明会で、事務所長が事業説明と併せてコンプライアンスに関する講話を行った。 ・所内講習会で事務所長が講話を行った。 ・事務副所長が期間業務職員を対象にハラスメント講習を実施した。 ・所内業務発表会で、副所長(事務)がハラスメント講習を行った。 ・工事安全対策協議会総会で、副所長(事務)がコンプライアンスについて講義した。
8	荒川上流河川事務所	91/91 92/92 93/93 92/92	100% 100% 100% 100%	<ul style="list-style-type: none"> ・コンプライアンス推進本部会議を開催した。(「公務員の不祥事等」などの紹介・注意喚起、コンプライアンス・ミーティング〔独自題材使用〕、事務所長訓示等) ・各所属等でコンプライアンス・ミーティングを実施した。(独自題材も使用) ・期間業務職員を対象に綱紀保持の講習会を開催した。
9	荒川下流河川事務所	82/82 83/83 83/83 83/83	100% 100% 100% 100%	<ul style="list-style-type: none"> ・コンプライアンス推進本部会議を開催した。(「公務員の不祥事等」などの紹介・注意喚起、コンプライアンス・ミーティング、事務所長訓示等) ・各所属等でコンプライアンス・ミーティングを実施した。 ・所内業務説明会において事務所長がコンプライアンスに関する講話を行った。
10	京浜河川事務所	114/114 114/114 113/113 115/115	100% 100% 100% 100%	<ul style="list-style-type: none"> ・コンプライアンス推進本部会議を開催した。(「公務員の不祥事等」などの紹介・注意喚起、コンプライアンス・ミーティング、事務所長訓示等) ・各所属等でコンプライアンス・ミーティングを実施した。 ・防災エキスパート情報交換会において、事務所長がコンプライアンスの取組を紹介し、協力要請した。 ・工事等安全協議会において、事務所長がコンプライアンスの遵守について協力要請した。 ・事務所長が年頭挨拶の中でコンプライアンスについて言及した。
11	利根川水系砂防事務所	47/47 46/46 47/47 47/47	100% 100% 100% 100%	<ul style="list-style-type: none"> ・コンプライアンス推進本部会議を開催した。(「公務員の不祥事等」などの紹介・注意喚起、事務所長訓示等) ・各所属等でコンプライアンス・ミーティングを実施した。
12	日光砂防事務所	30/30 30/30 30/30 30/30	100% 100% 100% 100%	<ul style="list-style-type: none"> ・コンプライアンス推進本部会議を開催した。(「公務員の不祥事等」などの紹介・注意喚起、事務所長訓示等) ・各所属等でコンプライアンス・ミーティングを実施した。(独自題材も使用)
13	富士川砂防事務所	32/32 32/32 31/31 31/31	100% 100% 100% 100%	<ul style="list-style-type: none"> ・コンプライアンス推進本部会議を開催した。(「公務員の不祥事等」などの紹介・注意喚起、コンプライアンス・ミーティング、事務所長訓示等) ・各所属等でコンプライアンス・ミーティングを実施した。 ・関東地方整備局発注者綱紀保持規程について、総務課長の講義を基に所属長が各所属で周知した。 ・工事安全協議会において副所長(事務)が、コンプライアンスの取組や入札談合を行った際のペナルティ等について紹介し、協力を要請した。

14	八ツ場ダム工事事務所	87/87 87/87 87/87 87/87	100% 100% 100% 100%	<ul style="list-style-type: none"> ・コンプライアンス推進本部会議を開催した。「公務員の不祥事等」などの紹介・注意喚起、事務所長訓示等） ・各所属等でコンプライアンス・ミーティングを実施した。
15	利根川ダム統合管理事務所	48/48 48/48 49/49 48/48	100% 100% 100% 100%	<ul style="list-style-type: none"> ・コンプライアンス推進本部会議を開催した。「公務員の不祥事等」などの紹介・注意喚起、事務所長訓示等） ・各所属等でコンプライアンス・ミーティングを実施した。（独自題材も使用） ・所内業務発表会において事務所長が対外対応に関する講話を行った。 ・工事等安全協議会において、公務員倫理・独占禁止法・官製談合防止法等について紹介し、防止に向けた取組を促した。
16	鬼怒川ダム統合管理事務所	36/36 36/36 36/36 36/36	100% 100% 100% 100%	<ul style="list-style-type: none"> ・コンプライアンス推進本部会議を開催した。「公務員の不祥事等」などの紹介・注意喚起、事務所長訓示等） ・各所属等でコンプライアンス・ミーティングを実施した。（独自題材も使用） ・工事等安全協議会において、副所長（事務）が公務員倫理について説明した。
17	相模川水系広域ダム管理事務所	16/16 16/16 16/16 16/16	100% 100% 100% 100%	<ul style="list-style-type: none"> ・コンプライアンス推進本部会議を開催した。「公務員の不祥事等」などの紹介・注意喚起、事務所長訓示等） ・各所属等でコンプライアンス・ミーティングを実施した。 ・情報セキュリティについて、本局コンプライアンス講習会の講義内容を全職員に説明した。 ・守秘義務について、本局コンプライアンス講習会の講義内容を全職員に説明した。
18	二瀬ダム管理所	9/9 9/9 9/9 9/9	100% 100% 100% 100%	<ul style="list-style-type: none"> ・コンプライアンス推進本部会議を開催した。「公務員の不祥事等」などの紹介・注意喚起、管理所長訓示等） ・全職員でコンプライアンス・ミーティングを実施した。
19	品木ダム水質管理所	10/10 10/10 10/10 10/10	100% 100% 100% 100%	<ul style="list-style-type: none"> （※コンプライアンス推進本部は設置せず、全職員が参加） ・全職員でコンプライアンス・ミーティングを実施した。（独自題材も使用） ・所内情報セキュリティ講習会において管理所長が、情報漏洩の組織ダメージについて講話した。
20	東京国道事務所	142/142 144/144 144/144 144/144	100% 100% 100% 100%	<ul style="list-style-type: none"> ・コンプライアンス推進本部会議を開催した。「公務員の不祥事等」などの紹介・注意喚起、事務所長訓示等） ・各所属等でコンプライアンス・ミーティングを実施した。（独自題材も使用） ・発注者綱紀保持規程等について、幹部職員が勉強会を実施したほか、職員向けの講習会を実施した。 ・情報セキュリティの講習会を実施した。

				・事務所工事安全協議会で、関東地整における発注事務に係る綱紀保持の取組について資料紹介した。
21	相武国道事務所	96/96 95/95 94/94 93/93	100% 100% 100% 100%	・コンプライアンス推進本部会議を開催した。「公務員の不祥事等」などの紹介・注意喚起、事務所長訓示等) ・各所属等でコンプライアンス・ミーティングを実施した。 ・情報セキュリティに関する DVD を視聴するとともに、本局講習会資料の解説を実施した。 ・工事安全対策協議会において、副所長(事務)が事務所のコンプライアンスの取組を紹介し、協力を要請した。
22	首都国道事務所	65/65 65/65 65/65 65/65	100% 100% 100% 100%	・コンプライアンス推進本部会議を開催した。「公務員の不祥事等」などの紹介・注意喚起、事務所長訓示等) ・各所属等でコンプライアンス・ミーティングを実施した。(独自題材も使用) ・幹部職員及び専門官・専門職が参加する月例会でコンプライアンスに関する話題について意見交換や事務所長の講話を実施した。 ・外部講師による、コミュニケーション手法に関する講習会を実施した。
23	川崎国道事務所	37/37 37/37 35/35 35/35	100% 100% 100% 100%	・コンプライアンス推進本部会議を開催した。「公務員の不祥事等」などの紹介・注意喚起、コンプライアンス・ミーティング、事務所長訓示等) ・各所属等でコンプライアンス・ミーティングを実施した。(独自題材も使用) ・期間業務職員を対象にコンプライアンス講習会を実施した。 ・「川国文書コンプラ通信」を職員に配付した。 ・防災エキスパート意見交換会において、事務所長からコンプライアンスの取組について説明した。 ・工事安全協議会において、事務所長から綱紀保持の取組・入札談合に対する厳正な対応について周知徹底を図った。
24	横浜国道事務所	164/164 164/164 164/164 164/164	100% 100% 100% 100%	・コンプライアンス推進本部会議を開催した。「公務員の不祥事等」などの紹介・注意喚起、事務所長訓示等) ・各所属等でコンプライアンス・ミーティングを実施した。
25	大宮国道事務所	101/101 101/101 102/102 100/100	100% 100% 100% 100%	・コンプライアンス推進本部会議を開催した。「公務員の不祥事等」などの紹介・注意喚起、コンプライアンス・ミーティング等) ・各所属等でコンプライアンス・ミーティングを実施した。 ・全職員に「コンプライアンス事例集(携帯版)」を配付し、要点事例を説明した。
26	北首都国道事務所	53/53 53/53 53/53 53/53	100% 100% 100% 100%	・コンプライアンス推進本部会議を開催した。「公務員の不祥事等」などの紹介・注意喚起、コンプライアンス・ミーティング等) ・各所属等でコンプライアンス・ミーティングを実施した。 ・コンプライアンス・ポイントレッスン(利害関係者の概念について、利害関係者との飲食について、中部地方整備局で発生した不祥事案件について、利害関係者との間における禁止事項(ほか)を作成し、推進本部会議で幹部職員に説明した。

				<ul style="list-style-type: none"> ・コンプライアンス推進本部会議とは別に、毎週開催する幹部会の中でプチ推進本部会議を実施した。 ・工事安全協議会(第1回・第2回)で、事務副所長が発注者綱紀保持規程について説明し、協力を依頼した。 ・幹部職員を対象に、人事院資料「パワーハラスメントを起こさないために注意すべき言動例」を配付・説明した。
27	千葉国道事務所	115/115 116/116 116/116 116/116	100% 100% 100% 100%	<ul style="list-style-type: none"> ・コンプライアンス推進本部会議を開催した。(「公務員の不祥事等」などの紹介・注意喚起、発注者綱紀保持セルフチェックシートを用いた事例研究等) ・各所属等でコンプライアンス・ミーティングを実施した。 ・「ちばこくクレド勉強会」開催し、事務所の行動基準について再検討した。
28	常総国道事務所	44/44 43/43 43/43 43/43	100% 100% 100% 100%	<ul style="list-style-type: none"> ・コンプライアンス推進本部会議を開催した。(「公務員の不祥事等」などの紹介・注意喚起) ・各所属等でコンプライアンス・ミーティングを実施した。 ・幹部会で事務所長がコンプライアンス推進について訓示した。 ・所内コンプライアンス講習会を実施し、DVD「事例で学ぶ倫理法・倫理規定 Vol.9」を視聴した。
29	宇都宮国道事務所	74/74 73/73 74/74 74/74	100% 100% 100% 100%	<ul style="list-style-type: none"> ・コンプライアンス推進本部会議を開催した。(「公務員の不祥事等」などの紹介・注意喚起、コンプライアンス・ミーティング、雑誌記事説明〔日経コンストラクション「入札犯罪の新潮流」〕、事務所長訓示等) ・各所属等でコンプライアンス・ミーティングを実施した。 ・工事安全協議会で、事務副所長が事務所のコンプライアンスの取組を紹介するとともに、現場のコンプライアンスについて理解・協力を求めた。 ・幹部職員を対象に、副所長(事務)が発注者綱紀保持に関する講義を行った。 ・全職員を対象に、文書管理、公務員倫理・サービスに関する所内講習会を開催した。
30	長野国道事務所	119/119 119/119 119/119 119/119	100% 100% 100% 100%	<ul style="list-style-type: none"> ・コンプライアンス推進本部会議を開催した。(「公務員の不祥事等」などの紹介・注意喚起、本局講習会講義内容の周知、事務所長訓示等) ・各所属等でコンプライアンス・ミーティングを実施した。 ・所内講習会を開催し、副所長(事務)がサービス・懲戒について講義した。
31	東京外かく環状国道事務所	82/82 79/79 79/79 79/79	100% 100% 100% 100%	<ul style="list-style-type: none"> ・コンプライアンス推進本部会議を開催した。(「公務員の不祥事等」などの紹介・注意喚起、官製談合防止法の概要説明、本局講習会講義内容の周知、事務所長訓示等) ・各所属等でコンプライアンス・ミーティングを実施した。 ・全職員(幹部職員を除く)で、DVD「あなたとあなたの大切な人を守るコンプライアンス」を視聴した。
32	常陸河川国道事務所	130/130 130/130 130/130	100% 100% 100%	<ul style="list-style-type: none"> ・コンプライアンス推進本部会議を開催した。(「公務員の不祥事等」などの紹介・注意喚起等) ・各所属等でコンプライアンス・ミーティングを実施した。

		130/130	100%	
33	高崎河川国道事務所	112/112 111/111 111/111 110/110	100% 100% 100% 100%	<ul style="list-style-type: none"> ・コンプライアンス推進本部会議を開催した。（「公務員の不祥事等」などの紹介・注意喚起、コンプライアンス・ミーティング、事務所長訓示等） ・各所属等でコンプライアンス・ミーティングを実施した。
34	甲府河川国道事務所	135/135 135/135 136/136 136/136	100% 100% 100% 100%	<ul style="list-style-type: none"> ・コンプライアンス推進本部会議を開催した。（「公務員の不祥事等」などの紹介・注意喚起、事務所長訓示等） ・各所属等でコンプライアンス・ミーティングを実施した。（独自題材も使用） ・所内情報連絡会において、副所長（事務）がコンプライアンスに関する講義を行った。
35	関東技術事務所	53/53 54/54 54/54 54/54	100% 100% 100% 100%	<ul style="list-style-type: none"> ・コンプライアンス推進本部会議を開催した。（「公務員の不祥事等」などの紹介・注意喚起、コンプライアンス・ミーティング、事務所長訓示等） ・各所属等でコンプライアンス・ミーティングを実施した。
36	国営常陸海浜公園事務所	10/10 10/10 10/10 10/10	100% 100% 100% 100%	<ul style="list-style-type: none"> ・コンプライアンス推進本部会議を開催した。（「公務員の不祥事等」などの紹介・注意喚起、事務所長訓示等） ・各所属等でコンプライアンス・ミーティングを実施した。 ・総務課長等が全職員を対象に、官製談合防止法、倫理法・倫理規程、発注者綱紀保持マニュアル、セクハラ防止に関する講義を行った。 ・安全協議会において、建設監督官が発注者綱紀保持の取組について説明した。
37	国営昭和記念公園事務所	23/23 23/23 23/23 23/23	100% 100% 100% 100%	<ul style="list-style-type: none"> ・コンプライアンス推進本部会議を開催した。（「公務員の不祥事等」などの紹介・注意喚起、DVD「組織と個人を守る」視聴等） ・各所属等でコンプライアンス・ミーティングを実施した。 ・拡大朝会で事務所長がコンプライアンスに関する講話等を行った。
38	東京第一営繕事務所	16/16 16/16 16/16 16/16	100% 100% 100% 100%	<ul style="list-style-type: none"> ・コンプライアンス推進本部会議を開催した。（「公務員の不祥事等」などの紹介・注意喚起等、事務所長訓示等） ・各所属等でコンプライアンス・ミーティングを実施した。 ・コンプライアンス講習会を開催し、事務所長が入札談合の防止について講義するなどした。 ・幹部職員で発注者綱紀保持規程等に関する勉強会を実施した。 ・本局コンプライアンス講習会受講者による所内講習会を開催した。 ・工事安全協議会において、事務所長が関東地方整備局のコンプライアンスの取組を紹介し、協力を要請した。
39	東京第二営繕事務所	17/17 17/17 18/18	100% 100% 100%	<ul style="list-style-type: none"> ・コンプライアンス推進本部会議を開催した。（「営繕部コンプライアンス情報」紹介、事務所長訓示等） ・各所属等でコンプライアンス・ミーティングを実施した。

		18/18	100%	<ul style="list-style-type: none"> ・所内全体会議(毎月開催)において、事務所長がコンプライアンスの徹底、入札談合防止、勤務時間中の携帯電話の取扱、民間企業で起きた製品検査等に係る不祥事等について講話を行った。 ・総務課長等が全職員を対象に、発注者綱紀保持、関東地方整備局職員行動基準に関する講義を行った。
40	甲武営繕事務所	16/16 16/16 16/16 16/16	100% 100% 100% 100%	<ul style="list-style-type: none"> ・コンプライアンス推進本部会議を開催した。(事務所長訓示等) ・各所属等でコンプライアンス・ミーティングを実施した。 ・全体会議でDVD「組織と個人を守る」を視聴した。 ・全体会議において、事務所長がコンプライアンスに関する講話を行った。
41	宇都宮営繕事務所	12/12 12/12 12/12 12/12	100% 100% 100% 100%	<ul style="list-style-type: none"> ・コンプライアンス推進本部会議を開催した。(事務連絡・報告等) ・各所属等でコンプライアンス・ミーティングを実施した。 ・事務所長が職員行動基準、コンプライアンスについて説明した。 ・全体会議において、事務所長がコンプライアンス等について訓示した。 ・全職員で、DVD「破滅への道程」、公務員倫理・セクハラ防止に関するDVD、本局コンプライアンス講習会の録画映像を視聴した。 ・全体会議において、本局コンプライアンス講習会の講義内容を説明した。
42	横浜営繕事務所	15/15 15/15 14/14 15/15	100% 100% 100% 100%	<ul style="list-style-type: none"> ・コンプライアンス推進本部会議を開催した。(「公務員の不祥事等」などの紹介・注意喚起、コンプライアンス・ミーティング、本局講習会講義内容等の周知、事務所長訓示等) ・全職員を対象に、事務所長が職員行動基準等、官製談合防止、事業者との対応・利害関係者との禁止行為、発注者綱紀保持、倫理に関する講義を行った。 ・事務所長が「営繕部コンプライアンス情報」により講習会を実施した。 ・各所属等でコンプライアンス・ミーティングを実施した。(独自題材使用) ・工事安全協議会において、「公務員倫理」パンフレットを配付し、解説した。 ・本局コンプライアンス講習会受講者がの講義内容を全職員に説明した。
43	長野営繕事務所	13/13 13/13 13/13 13/13	100% 100% 100% 100%	<ul style="list-style-type: none"> ・コンプライアンス推進本部会議を開催した。(「公務員の不祥事等」などの紹介・注意喚起、綱紀保持に関する情報共有等) ・全職員を対象に、「職員行動基準」「発注者綱紀保持規程」「中部地整発注工事にかかる不正事案に関する報告書」等の説明を行った。 ・各所属等でコンプライアンス・ミーティングを実施した。 ・ミーティング題材にDVD「あなたとあなたの大切な人を守るコンプライアンス」を使用。
44	鹿島港湾・空港整備事務所	30/30 30/30 30/30 30/30	100% 100% 100% 100%	<ul style="list-style-type: none"> ・コンプライアンス推進本部会議を開催した。(「コンプライアンス・メール」、「公務員の不祥事等」の周知等) ・各所属等でコンプライアンス・ミーティングを実施した。 ・幹部職員で発注者綱紀保持規程等に関する勉強会を実施した。 ・総務課長が全職員を対象に、発注者綱紀保持マニュアルについて講義した。

45	千葉港湾事務所	24/24 24/24 24/24 24/24	100% 100% 100% 100%	<ul style="list-style-type: none"> ・コンプライアンス推進本部会議を開催した。(「公務員の不祥事等」などの紹介・注意喚起、発注者綱紀保持に関する勉強会、情報漏洩事件に関する情報共有、取組報告等) ・各所属等でコンプライアンス・ミーティングを実施した。 ・関東港湾空港建設協会連合会・日本埋立浚渫協会関東支部との意見交換会で、事務所のコンプライアンスの取組を紹介し、協力を要請した。
46	京浜港湾事務所	56/56 56/56 56/56 57/57	100% 100% 100% 100%	<ul style="list-style-type: none"> ・コンプライアンス推進本部会議を開催した。(「公務員の不祥事等」などの紹介・注意喚起、事務所長訓示等) ・各所属等でコンプライアンス・ミーティングを実施した。 ・DVD「あなたとあなたの大切な人を守るコンプライアンス」を視聴した。 ・日本港湾空港建設協会連合会・日本埋立浚渫協会関東支部との意見交換会で、事務所長が事務所の発注者綱紀保持及びコンプライアンスの取組を紹介し、理解と協力を要請した。
47	東京港湾事務所	33/33 33/33 34/34 34/34	100% 100% 100% 100%	<ul style="list-style-type: none"> ・コンプライアンス推進本部会議を開催した。(「公務員の不祥事等」を用いた意見交換、事務所長訓示等) ・各所属等でコンプライアンス・ミーティングを実施した。 ・コンプライアンス講習会を実施し、事務所長が講話を行った。
48	東京空港整備事務所	60/60 60/60 60/60 60/60	100% 100% 100% 100%	<ul style="list-style-type: none"> ・コンプライアンス推進本部会議を開催した。(事務連絡・報告等) ・各所属等でコンプライアンス・ミーティングを実施した。 ・コンプライアンス講習会を実施し、事務所長が「中部地方整備局発注工事にかかる不正事案」について講義した。 ・コンプライアンス講習会を実施し、副所長(事務)が講義した。 ・DVD「見てわかる改正均等法のセクハラ対策」を視聴した。
49	東京湾口航路事務所	15/15 15/15 15/15 15/15	100% 100% 100% 100%	<ul style="list-style-type: none"> ・コンプライアンス推進本部会議を開催した。(「公務員の不祥事等」などの紹介・注意喚起等) ・各所属等でコンプライアンス・ミーティングを実施した。 ・コンプライアンス講習会を実施し、事務所長がコンプライアンスに関する講話を行った。 ・DVD「あなたとあなたの大切な人を守るコンプライアンス」を視聴した。
50	特定離島港湾事務所	20/20 20/20 20/20 20/20	100% 100% 100% 100%	<ul style="list-style-type: none"> ・コンプライアンス推進本部会議を開催した。(事務連絡・報告、事務所長訓示等) ・各所属等でコンプライアンス・ミーティングを実施した。 ・事務所長が情報漏洩について全職員に注意喚起した。
51	横浜港湾空港技術調査事務所	18/18 18/18 18/18 18/18	100% 100% 100% 100%	<ul style="list-style-type: none"> ・コンプライアンス推進本部会議を開催した。(事務連絡・報告、事務所長訓示等) ・各所属等でコンプライアンス・ミーティングを実施した。

52	本 局	931/931	100%	<ul style="list-style-type: none"> ・コンプライアンス推進本部は毎月1回本局コンプライアンス推進本部会議を開催し、本局における取組状況を確認したほか、毎回2事務所の事務所長から、各事務所におけるコンプライアンス推進の取組状況の報告を受けるなどした。 ・適正業務管理官は、各所属あて毎月「公務員の不祥事等」入札談合に関する事案」の情報を提供したほか、コンプライアンス・ミーティング用の題材を提供し、ミーティング実施を促した。 ・適正業務管理官は、コンプライアンス・メールの特集として「発注者綱紀保持規程」の解説を連載し、職員の知識向上を図った。 ・適正業務管理官は、基幹研修等においてコンプライアンスに関する講義を行い、職員の知識向上を図った。（一部、担当課長補佐・係長が代理で実施） ・コンプライアンス推進本部は、6月1日から7日を「平成29年度関東地方整備局コンプライアンス週間」とし、本局において外部講師（公正取引委員会）による講習会「入札談合の防止に向けて」開催したほか、事務所等横断的なミーティングを実施するなどして、職員のコンプライアンス意識向上を図った。 ・コンプライアンス推進本部は、本局において外部講師及び内部講師による講習会を実施し、職員の意識向上を図った。 ・適正業務管理官及び総括調整官は、各事務所を巡回してコンプライアンス講習会を実施し、発注者綱紀保持について講義した。
		930/930	100%	
		932/932	100%	
		931/931	100%	
	総務部	133/133 133/133 133/133 133/133	100% 100% 100% 100%	<ul style="list-style-type: none"> ・各所属でコンプライアンス・ミーティングを実施した。
	企画部	136/136 137/137 140/140 140/140	100% 100% 100% 100%	<ul style="list-style-type: none"> ・各所属でコンプライアンス・ミーティングを実施した。 ・幹部会で、「公務員不祥事等」を配付・解説した。
	建政部	95/95 94/94 95/95 94/94	100% 100% 100% 100%	<ul style="list-style-type: none"> ・各所属でコンプライアンス・ミーティングを実施した。
	河川部	110/110 110/110 109/109 109/109	100% 100% 100% 100%	<ul style="list-style-type: none"> ・各所属でコンプライアンス・ミーティングを実施した。
	道路部	109/109 109/109 108/108 108/108	100% 100% 100% 100%	<ul style="list-style-type: none"> ・各所属でコンプライアンス・ミーティングを実施した。 ・幹部会において「国土交通省職員の逮捕事案」を用いて意見交換した。

		営繕部	156/156 155/155 155/155 155/155	100% 100% 100% 100%	・各所属でコンプライアンス・ミーティングを実施した。 ・「営繕部コンプライアンス情報」(VOL.11~20)を発行した。 ・営繕部継続学習(第6回)で国家公務員倫理等について講義した。
		港湾空港部	148/148 148/148 148/148 148/148	100% 100% 100% 100%	・各所属でコンプライアンス・ミーティングを実施した。
		用地部	44/44 44/44 44/44 44/44	100% 100% 100% 100%	・各所属でコンプライアンス・ミーティングを実施した。 ・幹部会で、用地調査官が「公務員不祥事等」「入札談合に関する事案」を紹介した。
	全体		3,995/3,997 3,991/3,991 3,996/3,996 3,991/3,991	99.9% 100% 100% 100%	

※参加者数は正職員の実績